

～ 特集 ① ～



元法務大臣・法務省特別顧問

三ヶ月 章先生 追悼

平成 22 年 11 月 14 日、三ヶ月章先生が御逝去されました(享年 89)。三ヶ月先生は、民事訴訟法研究において御高名であるだけでなく、細川内閣時代には法務大臣に就任されたほか、法務省特別顧問、財団法人国際民商事法センター特別顧問にも就任されて、法整備支援に尽力されました。三ヶ月先生のお声掛けで、法整備支援連絡会が開始されたことや、平成 15 年に三ヶ月先生が当部で元ベトナム司法大臣のグエン・ディン・ロック氏と対談されたことは、我々の記憶に新しいところでもあります(日越 MOJ 元大臣対談—明日の司法の担い手を求めて ICD NEWS 第 8 号掲載)。

本特集では、故人とゆかりのある方々から寄せられた追悼文を掲載いたしました。また、江田五月法務大臣の御厚意により、去る平成 23 年 2 月 27 日に学士会館にて執り行われた「三ヶ月先生とのお別れ会」に大臣が寄せられたメッセージを、本稿に掲載いたしました。

謹んで故人の御冥福をお祈りいたします。

三ヶ月先生御略歴

大正10年 6 月 20 日	鳥根県浜田町に生まれる
昭和19年 9 月	東京帝国大学卒業
昭和25年 3 月	東京大学法学部助教授
昭和34年 4 月	東京大学法学部教授
昭和51年 4 月	東京大学法学部長
昭和57年 5 月	東京大学名誉教授
昭和59年11月	紫綬褒章受章
平成 3 年 9 月	ドイツ連邦共和国功労勲章一級功労十字章受章
平成 3 年12月	日本学士院会員
平成 4 年 6 月	法務省特別顧問(～平成16年 5 月)
平成 5 年 8 月	法務大臣 (～平成 6 年 4 月)
平成 7 年11月	勲一等瑞宝章受章
平成 8 年 5 月	財団法人国際民商事法センター特別顧問
平成17年11月	文化功労者顕彰
平成19年11月	文化勲章受章
平成22年12月	従三位追叙



「三ヶ月章先生とのお別れの会」に寄せて

法務大臣・参議院議員

江 田 五 月

三ヶ月章先生のご逝去にあたり、慎んでお悔やみを申し上げます。

私が三ヶ月先生の訶咳に接したのは、許されて大学に戻り、法学部に進学して先生の民事訴訟法の講義を聞き始めたときでした。有斐閣の法律学全集の「民事訴訟法」は、全巻の中でも抜きん出て分厚く、しかも注が満載で、その上さらに小さい活字の注がまぶれつくという、実にとり付きにくい本でした。ところがいざ読み始めてみると、これが実に面白い。講義も著作も食いつき甲斐のある大物で、本当に夢中になって勉強したものです。

その後、司法研修所でも裁判官になってからも、先生の新訴訟物理論ならどうなるかを常に考えながら、実務に携わりました。今、実務は元に戻ってしまったなどと聞くたびに、やはり私は違和感を感じてしまうのです。

そして1993年の細川内閣で、先生は民間人として法務大臣に就任され、私は国務大臣・科学技術庁長官で、一緒に閣僚として仕事をさせていただきました。そんなめぐり合わせになるとは、夢にも思いませんでしたが、細川内閣は長続きせず、8ヶ月でお別れしてしまいました。

本年1月14日、菅第2次改造内閣で、私も法務大臣に就任しました。前回以上の不思議なめぐり合わせで、まさに青天の霹靂でしたが、参議院議長経験者起用の重大さをしっかりと踏まえ、不退転の決意で頑張り抜く覚悟です。

人は皆、法の下では平等であり、強者が弱者を食い物にしてはなりません。誰もが個人として尊重される、「法の支配」の行き渡った社会が、国民生活の最低限の基盤であり、法務行政はそのためにあると思います。つねに国民の目線に立ち、三ヶ月先生の教えにたがうことのないように、今後も精進を重ねて参ります。

ご遺族の皆さまのご健勝とご参会の皆さまのご活躍を心からお祈りし、簡単ですが三ヶ月先生追悼のメッセージといたします。

三ヶ月先生を偲んで

東京大学名誉教授・法務省特別顧問

松尾浩也

東京大学名誉教授、日本学士院会員、元法務省特別顧問、三ヶ月章先生は、2010年11月14日、享年89歳をもって逝去された。「お別れの会」は、2011年2月27日、学士会館で行われ、学界、法曹界、出版界等から多数の人々が参集して、先生の業績を讃え、別れを惜しんだ。筆者は今、思い出すままに書き記し、先生を偲ぶよすがにしたいと思う。

30代の若い先生を一躍有名にし、大家の列に加えるに至ったのは、1959年1月、有斐閣法律学全集『民事訴訟法』の出版だった。いち早くドイツに留学し、最先端の学説を吸収して帰国された先生の体系書は、新訴訟物理論の採用など、魅力にあふれていた。先生自身は、「二頁以上の註があちこちにあったり、初めから終わりまで割註だらけだ。こんな不体裁な本をこしらえた男」とユーモラスに回顧しておられる（『一法学徒の歩み』32頁）。ほとんど同時に刊行された平野龍一先生の『刑事訴訟法』とともに、この両書が戦後訴訟法学の起点となった。

東大紛争が顕在化したのは、1968年のことであるが、実はその前年に学寮問題をめぐる紛争が激化していた。大学は新しい委員会を設置して学生側との交渉に当たったが、委員長を委嘱されたのは三ヶ月先生であった。先生は、当時を回顧して、「学寮問題を一手に引き受けなければならなかったこの一年は、私の五〇年の過去の中で最も苦しい思い出のまつわりつく月日であった」と述べておられる（『民事訴訟法研究第五巻』あとがき）。そして、深夜に至る「団交」を繰り返してようやく解決案をとりまとめた68年1月、今度は、医学部を起点とする紛争が始まったのである。

紛争は拡大の一途をたどり、大講堂の占拠と警察力による解放、さらに再占拠と封鎖という経過を経

て、ついに全学のストライキという事態を招くに至った。医学部紛争の発端は、学生の処分が事実誤認だという異議申立てであったので、大学は、処分に関する再審査委員会を設置して、問題の解決を図ったが、その委員長を託されたのはふたたび三ヶ月先生であった。委員会は、10月末、心をこめた報告書を提出したが、時すでに遅く、紛争を終わらせる効果はなかった。東大は、1969年の入試を中止し、社会に詫びたのであった。その後、先生が法学部長を務められたのも、まだ紛争の余塵がくすぶっている時期で、筆者は、その御苦勞を身近に見ている。

しかし、研究とその成果の発表とは続いた。論文集『民事訴訟法研究』は、第1巻、第2巻が1962年、第3巻、第4巻が1966年に出た後、第5巻、第6巻は1972年に刊行されている。論文集2冊の同時出版というのは空前絶後の力技であるが、あの紛争もそれを妨げなかったのである。先生の研究関心は、① 判決手続き、② 強制執行法、③ 会社更生法、④ 司法制度論の四つに広がっており、業績を多産なものにした。④の司法制度論はいわゆる裁判法学に発展し、東大法学部に裁判法講座を設ける原動力となった。講座担当者としては先生が初代であり、筆者が2代目である。

大学外での活動の内、まず指を屈すべきは立法への寄与であろう。法制審議会には、幹事・委員・部会長として前後47年在籍し、民事訴訟法典の全面改正を頂点とする法改正をリードされた。その成果には赫々たるものがある。民事執行法（1979年）、民事保全法（1994年）人事訴訟法（2003年）、破産法（2004年）など、民事手続の分野の諸法が面目を一新したについて、三ヶ月先生の直接間接の指導力が大きく働いていたことは、衆目の認めるところであ

る。

先生の業績は、紫綬褒章、文化功労者、文化勲章と、数々の栄誉によって報いられたが、最初の紫綬褒章の授与は1984年で、たまたまそのとき筆者は法学部長を務めていた。功績調書を作成し、法学部事務長に依頼して書類を文部省（当時）に届けてもらったが、やがて彼は「汗を拭き拭き」という感じで帰ってきた。文部省の担当者が真面目な人で、功績調書を熟読し、一つ一つ疑問点を問いただしたという。「新訴訟物とは、どういう物ですかと尋ねられたときは、閉口しました」と事務長が苦笑していたことを思い出す。Prozessgegenstand という原語の方が、むしろ分かりやすかったに違いない。

三ヶ月先生は、1981年に60歳に達し、翌82年、東京大学を定年退官されたが、東大法学部では、定年直前の教授が教養学部へ出向し、将来法学部に進学するはずの文科一類の一年生に「法学」の講義を行うことが慣例化していた。多くの教授がこの慣例に従って駒場での講義を担当されたが、そのために一冊の著書、すなわち『法学入門』を執筆し、刊行されたのは、1973年度の團藤重光先生と81年度の三ヶ月先生のお二人だけである。團藤先生の『法学入門』は筑摩書房から（後に『法学の基礎』と改題して有斐閣から）、三ヶ月先生の『法学入門』は弘文堂から、それぞれ出版されて多くの読者を獲得した。

定年後の先生は、幾つかの私立大学からの招聘を断り、弁護士登録をし、また、1992年には法務省特別顧問を引き受けて、新しい生活に入られた。しかし、その後、思いがけぬ出来事が起こる。それは、翌93年8月、細川内閣に民間人閣僚として迎え入れられ、法務大臣に就任されたことである。在任は、94年4月まで、9か月に及んだ。「三ヶ月が大臣になったが、まあ3か月だろうなど、親しい友人にからかわれたが、その3倍続いたよ」というのが、先生のお好きな冗談の一つだった。

しかし、法務大臣の職責は重い。在任中、法律の立案をめぐる徹夜に近い会議が行われることもあ

ったと聞く。また、とくに厳しい判断を迫られるのは死刑の執行を命ずるときである。日々の重責を果たすに当たって、閣僚の中に法律学者としての先生を良く知る人がいたのは、心強い事であったに違いない。江田五月氏は、細川内閣の科学技術庁長官を勤め、先生と閣議の席を共にした。三ヶ月先生は、学生時代の江田さんについて、「小杉君（小杉丈夫氏）といっしょに教室の最前列に座り、講義を熱心に聴いていた。成績は抜群だった」と思い出を語っておられた。今江田さんが法務大臣の地位にあるのは、先生としても感慨深いことであつたらう。先般の「お別れの会」の際、公務のため出席できなかった江田大臣は、切々たるメッセージを寄せられ、それを小杉さんが代読された。

法務省特別顧問の職は、大臣在任中は一時辞任しておられたが、その後直ちに復帰され、2004年まで12年間に及んだ。民事関係の特別顧問は、我妻栄先生に始まり、鈴木竹雄先生、三ヶ月先生と続いてきたが、刑事関係は、初代の小野清一郎先生の没後は空席であったところ、2001年に松尾浩也、すなわち筆者が任命された。このとき赤煉瓦棟三階に特別顧問室が設けられたので、その後数年の間、筆者は三ヶ月先生と同じ部屋で勤務し、また歓談する機会に恵まれた。先生の語られる体験は、戦後法律学の発展の歴史そのものであり、また先生の視野は広く、アジアを含む世界を捉えておられた。実践の面でも、国際民事法センター（1996年設立）、そして国際協力部（2001年新設）の活動に深くかかわられたことは、周知のとおりである。ローエイシア東京大会（2003年）開催のため、獅子奮迅の活躍をされたことも記憶に新しい。

先生の気力と体力を養うのに、与かって力あったのはスポーツである。先生は、東大運動会（約40の運動部を束ねる組織）の理事長として新生に呼びかけ、「若いうちに体を鍛えよ」と説かれた。先生自身、第一高等学校（旧制）の三年間はホッケー部に所属し、インターハイで優勝という感激も経験さ

れている。東大教授時代は、テニスを楽しんでおられる時期もあった。学部長同士で試合をした話を伺った記憶もある。しかし、もっとも熱心に取り組まれたのはヨットで、40代の半ばから60歳の定年までヨット部長を務め、部員の学生たちと交流し、指導するかたわら、操縦も習得された。82歳のとき書かれた文章によると、元オリンピック選手などを交えたメンバーで、毎月1回のセーリングに精を出しておられる（『一法学徒の歩み』323頁）。

最後に寮歌の話に触れたい。旧制高等学校の生活に欠くことのできない存在は寮歌であった。旧制高校が絶滅して60年経った今でも、アナクロニズムとの批判を余所に、各地で寮歌祭が開かれている。三ヶ月先生も寮歌には愛着を持っておられた。「戯曲のアルトハイデルベルグには、老教授と学生たちがいっしょに学生歌を歌う場面があるが、あれは寮歌と同じだね」というお話を聞いたこともある。2010年11月9日、筆者はお見舞いのため三ヶ月先生のお宅に参上し、先生の枕辺で第一高等学校寮歌「嗚呼玉杯に花受けて」を歌った。先生は「おう、おう」と会いの手を入れて聴いて下さった。山のようにある先生との思い出の中で、これが最後のものとなった。

「法整備支援との関わりと三ヶ月先生」

一橋大学名誉教授・法務省特別顧問

竹下守夫

1 法整備支援との関わりと発端

平成22年11月14日、三ヶ月章先生は、御奥様、お嬢様に看取られて、安らかに89年の生涯を閉じられた。私は、昭和34年4月に、第11期司法修習生の修習課程を修了し、東京大学大学院の博士課程(現在の博士後期課程)に入学した折、三ヶ月先生に指導教官になって頂いた。以来、お亡くなりになるまで半世紀以上の長きにわたり、言葉に尽くせないほど多くのご指導を頂き、お目を掛けて頂いた。三ヶ月先生の思い出は数限りなくあるが、ここでは、本誌の性格を考えて、法整備支援に関わる思い出に限定して述べることにしたい。

平成11年(1999年)の夏前であったと思うが、ある日、かねて懇意にしていた法務省司法法制部付きS検事から、次のような話があった。それは、「今度、カンボジア政府からの要請を受けて、我が国がカンボジアの民法典及び民事訴訟法典の起草支援することになり、法務省として、このプロジェクトを全面的にバックアップしたいと考えている。ついては、特別顧問の三ヶ月先生にご相談したところ、民事訴訟法典の起草支援作業の日本側責任者として先生[竹下]を推薦して頂いたので、是非引き受けて欲しい。」ということであった。

これが、その年の秋に、国際協力事業団(現在の国際協力機構)の「カンボジア重要政策中枢支援・法制度整備」として立ち上げられたカンボジア王国に対する法整備支援事業に、私が、今日に至るまで関与することになった発端であった。

S検事の話の聴いて、私は、三ヶ月先生のご推薦とあっては、無碍にお断りするわけにはいかないであろうと半分肚を決めたが、一方では、それまでポ

ルポト政権による人民大虐殺と、明石康国連事務次長(当時)を代表とするUNTAC(国連カンボジア暫定統治機構)の選挙管理活動の話ぐらしか知識のなかったカンボジア王国の、民事訴訟法典の起草を支援するといっても、何をどのようにするのか見当も付かない。そこで、その場では、とりあえず少し考えさせて欲しいとあって、S検事にお引き取り願って、早速、三ヶ月先生にお電話をした。ところ、冒頭から、「これは、法務省にとって極めて重要な話なのだ。是非、君が引き受ける。」という、平素の三ヶ月先生とはいささか様子が違って、有無を言わせぬといわんばかりの強い語調であった。それは、後に分かったことであるが、当時すでに、三ヶ月先生は、アジア諸国に対する法典整備支援、人材養成支援こそ、今後の国際社会における日本の法律家の最も重要な使命の一つであるとの信念をもっておられ(この点については、三ヶ月章『司法評論』Ⅲ[2005年]所収の諸論考参照)、それが電話口で迸り出たものであった。先生のそのような固い信念を存じ上げなかったのは、弟子として全く迂闊なことであった。

私は、このような経緯で、カンボジア王国に対する法整備支援事業に関与することになったが、こう決断するに至ったのには、もう1つ別の背景事情があった。私は、平成7年(1995年)4月から約1ヶ月、国際交流基金派遣日本研究専門家として中国社会科学院法学研究所に滞在したことがあった。その折、新しい破産法制定のために全国人民代表大会(全人代)の法制工作委員会内に設置された破産法工作小委員会とでもいうべき会議に招かれ、丸一日、朝から夜遅くまで日本の破産法、会社更生法、さらにはドイツ、アメリカの倒産立法の動向について話をし、それに引き続いて延々と質疑に応ずる機会があ

った。これを通じ、中国側が、破産法に限らず、一般に、今後徐々に国内の法制度を整備するに当たり、いかに日本の法律を知り、またそれを生み出した法学研究の成果の共有化を望んでいるかを実感した。そこで、帰国後、我が国として、このようなニーズに応える道がないかを探って見たことがあった。カンボジアの話の聴いたときに、中国とカンボジアとの違いはあるが、このときの想いが、私の脳裏に甦っていたのである。

2 三ヶ月先生と法整備支援

(1) 三ヶ月先生が、アジアの国々との法の分野での交流、ことにこれらの国の法整備に対する支援を、日本の法律家の国際的使命であると考えられるに至った直接の契機は、恐らく法務大臣在任中に、法務省付置の国連機関であるアジア極東犯罪防止研修所で、アジア各国から、その国の将来を担う人材として派遣されてきた研修生に、親しく接せられたことにあるのではないと思われる。先生は、各国の研修生の表敬訪問を受けられ、またアジア極東犯罪防止研修所の研修の成果を振り返られて、次のように述べておられる（三ヶ月章「アジア諸国に対する法整備支援の現状と課題」『司法評論Ⅲ』9頁以下）。

「法務大臣になりますと、この組織〔アジア極東犯罪防止研究所〕にアジア各国から、あるいはもうちょっと遠い所から、そういう国の将来の刑事法を背負って立つような人たちが、法務大臣に表敬にまいるのですが、目を輝かせ、本当に希望に燃えて挨拶に来る。」「そういう感激を伴った熱気がアジア研にやってまいりますアジア各国の若い刑事法の専門家にあるのを感じて、私は、ここで、かつてホイス大統領やハイゼンベルグ先生が私たちに与えたような感銘をこの人たちに与えて返〔ママ〕さなければならぬのではないかと思います、私はホイス大統領の真似をいたしまして、一人一人握手をしながら、目を見つめて、しっかりやってくださいよということとは口には出しませんが、対応してまいりま

した。……このアジア研の事業の実績として、どういうことになっているかという、そうした研修生が3,000人位アジア各国に散らばっております〔平成12年当時。引用者〕。そして、日本でお世話になった、アジア研でお世話になった、だから、同窓会を作って、そして何ヶ月もの間起居を共にした生活というものをいつまでも思い出そうではないか、ということになっています。私は、これは大きなことだと思わざるを得ませんでした。そして、何とか、私の専門の民事法の領域でも、こういうふうな仕事ができたらというふうな感じを強く持ったのです。ここで、三ヶ月先生が、「ホイス大統領やハイゼンベルグ先生」といっているのは、先生が若き日にフンボルト財団の給費研究生としてドイツに留学された折、その歓迎パーティーで、当時のテオドル・ホイス大統領、ウェルナー・ハイゼンベルグ理事長が留学生一人一人の目を見つめながら固い握手をされ、ドイツの友人になって欲しいと訴えられて、深い感銘を与えられたことを指している。

他方、先生は、研究者として「民事訴訟法研究」全10巻、「会社更生法」1巻をはじめ、膨大な輝かしい業績を残され、またその研究の成果をかずかずの民事手続法立法に生かして来られた。そこで、個人的にも、これまでの研究生活に区切りをつけ、アジア諸国に対する法整備支援をもって、ご自分の今後の生涯の課題と定められたようである。

(2) 三ヶ月先生は、アジア諸国に対する法整備支援の重要性、法整備には法規範の整備・法機構の整備・法主体の養成の三つの局面の在ること、我が国の法整備支援の課題と問題点などを、多くの機会に論じて来られた（とくに総括的に論じられたものとして、前掲「アジア諸国に対する法整備支援の現状と課題」『アジア諸国に対する法整備のための支援と協力』がある。いずれも『司法評論Ⅲ』所収）。

先生のご推薦により私が関与することになったカンボジア王国に対する法整備支援事業との関係でも、先生は、短いながらそのお考えのエッセンスを

示す貴重な一篇を残しておられる。それは、カンボジアに対する法整備支援プロジェクトの第1期（フェーズ1）の終わりに近い2002年（平成14年）10月15日・16日の2日にわたって、プノンペンの豪華ホテルで開催された「カンボジア王国民法案」「同民事訴訟法案」引渡し記念セミナーの総括として述べられた、先生のご挨拶を活字化したものである（「カンボジア民法・民事訴訟法起草記念セミナー・総括」『司法評論』217頁以下）。この記念セミナーは、両国プロジェクトチーム（民法・民事訴訟法作業部会）の共同作業の成果である民法案、民事訴訟法案を、日本側作業部会の部会長である森島昭夫教授と私とから、それぞれフン・セン首相に引き渡し、あわせてカンボジア在住の各国大使館・報道機関、カンボジア司法関係者等に向けて、両国のプロジェクトチームのメンバー数名が、法案の内容を紹介する記念講演を行ったものであった（各報告を含め、この記念セミナー全体の内容は、本誌7号[2003年]に掲載されている）。とくにカンボジア側からも3名のメンバーが報告者に加わったことは、この両法案が両国の共同作業の成果であることを強く印象付けるものであった。

三ヶ月先生は、第2日目の最後に、セミナー全体の総括として、次のように述べられ、出席者一同に深い感銘を与えられた。すなわち、先生は、まず、日本とカンボジアの法律家・研究者の共同作業として両法案が起草されたことの歴史的意義を、こう述べられた。「皆さんは、はっきりとは認識しておられないかも知れませんが、[私は、]この度のセミナーは、世界の法の歴史の上で、極めて最新の実験的かつ開拓的な仕事であったと感じています。といいますのは、ある一つの国の法律制度の建設を、その国の将来を担う若い法律家と別の国の若い研究者が、全く何の政治的配慮にふりまわされることなく、相互の友情にのみ包まれて共同研究をし、法典の起草作業をなし遂げたことは、法の歴史の上で特筆すべき出来事であると思うからです。国こそ異なれ、

同じすばらしい歴史的体験を共有できたこのような若い法律家を、私のような老学者は、心よりうらやましいと思います。」

次いで、このような国際的共同作業が法整備支援として行われる場合における、援助国と被援助国との在り方につき、われわれの陥りがちな過ちを回避し、採るべきスタンスを、法の本来の性質から、次のように説かれた。「法の歴史の異なる国の法律家が、ある共通の目的を持って共同作業をするとき、ともすると一方がディヴェロップング・カントリーで、他方がディヴェロップト・カントリーだ、という区分けで考えることがあるのですが、これでは事の本質を捉えることはできません。確かにそういった局面が、あることはあるでありましょう。しかし、本当は、もっと別の観点からの着眼が、このような作業については必要であると思います。そもそも法というものは、社会の進歩につれてその形を常に新しく変えていかなければならないものであり、それは法というものの持っている宿命というべきものです。法の領域においては、ディヴェロップング・カントリーだとかディヴェロップト・カントリーだなどという区別は本来的には存在しないのでして、常に法というものを変革していかなければならないものなのですから、その意味においては、常にどの国にとっても、その国は、ディヴェロップング・カントリーなのであります。」

そして、最後に、アジアにおける法整備事業の意義を述べて、次のような言葉で、2日間にわたった記念セミナーの締め括りとされた。「世界的に見ても新しい大胆な実験ともいえるべきものが、西洋ではなくアジアから他に先駆けて広がるという夢が実現するのであるなら、それは大陸法でもなく、英米法でもなく、アジア法の法領域が確立される節目になると私は痛感するものです。この度のセミナーがその一つの大きな節目になることを祈って総括を終わります。」

法整備支援に携わる者が、良く噛みしめるべき総

括であった。

3 三ヶ月先生への報告

法整備支援に関わる三ヶ月先生の思い出の最後に、先生へのご報告として、カンボジア民事訴訟法典起草支援プロジェクトの、その後の経過を記しておきたい。

このプロジェクトの第1期(フェーズ1)は、1999年3月5日に開始され、上記の記念セミナーから約5ヶ月たった2003年3月4日をもって終了した。第2期(フェーズ2)は、約1年の準備期間をおいて、2004年4月9日から開始され、2008年4月8日に終了、さらに第3期(フェーズ3)が2008年4月9日に開始され、現在その進行中にある。この間、このプロジェクトの最初の成果であった民事訴訟法案は、2006年7月に、カンボジアの国会で可決され、民事訴訟法として成立・公布された。そして1年の周知期間をおいて、翌2007年7月から適用が開始された。私たちは、民事訴訟法案完成後、引き続き、原則的に同じ形の両国共同作業により、民事訴訟法の関連法令・附属法令の整備として、人事訴訟法案、民事過料手続法案、執行官法案を完成させ、また民法上定めのある非訟事件を処理するための民事非訟事件手続法案をも完成させた。執行官法案を除く、三つの法案は、すでに国会を通過して法律として成立・公布されている。そのうち、民事過料手続法は、すでに適用が開始されているが、人事訴訟法、民事非訟事件手続法は、民法と同時に適用されるべきものであるから、民法の適用開始を待っているところである。さらに特筆すべきは、民事訴訟法作業部会では、民事訴訟法の体系的理解に資するため、そのメンバーが分担して、「カンボジア民事訴訟法要説(判決手続編)」、「同(強制執行・保全編)」を執筆し、これらは、すでにクメール語に翻訳され刊行されて、カンボジアの法律家の間で広く読まれ、利用されていることである。

三ヶ月先生は、かつて、「我々が、アジアに対する

法律制度整備の協力なり、支援なりをする場合にも、それぞれの国の置かれている歴史的な背景や、何を彼らは希望しているのかを、十分に見極めながらやっていたいかなければならないというのが、我々の直面している問題点であります。」と指摘された(「アジア諸国に対する法整備支援の現状と課題」『司法評論Ⅲ』20頁)。私たち、カンボジア民事訴訟法作業部会のメンバー全員は、三ヶ月先生の、このようなご期待に100パーセントお応えできているとまでは言えないとしても、きっと合格点は頂けるのではないかと考えている。

三ヶ月章先生とアジア法整備支援

財団法人国際民商事法センター理事・弁護士

小杉 丈夫

「検察官だけでできることではないのだ。君、手伝ってやってくれ。」

法務省特別顧問をしておられた三ヶ月章先生から声がかかったのは、1995年のことだった。当時、法務省は、市場経済へ移行し、国際経済への参入をめざすアジア地域の国々から要請を受けて、民商事分野での慣れない国際協力に手さぐりで取組まざるを得ない状況にあった。そして、その法整備支援事業を民間から応援し、サポートするための財団を立ち上げるといった話が持ち上がったのであった。

東京大学法学部での三ヶ月先生の教え子であり、95年当時、アジア太平洋地域の法律家団体ローエイシアの副会長を務め、次期会長に指名されていた私は、いやも応もなく、お手伝いをする事になった。住友商事本社での何回かの打合せ会合等を経て、財団法人国際民商事法センターが設立されたのは翌96年4月のことであった。

三ヶ月先生は、トヨタ自動車の豊田章二郎氏と共に財団の特別顧問に就任され、住友商事伊藤正会長が財団会長を、岡村泰孝元検事総長が理事長を務められることになった。私は、理事の末席を汚すこととなった。

三ヶ月先生と伊藤会長は旧制一高時代からの友人（三ヶ月先生がホッケー部、伊藤会長はラグビー部で、同じグラウンドで練習していたという）ということで、気心の知れた二人のかけ合いは中々面白かった。三ヶ月先生は、「伊藤君は社長として株主総会を短く切り上げることばかりやってきたから、だいたい話が短かくて文切型だ。俺の方は、大学の講義で飯を食ってきたから、長い話は苦にならないし、俺の話は面白いだろう。」などと言って、伊藤会長を苦笑させていた。もの静かで堅実な岡村理事長を加

えて、財団幹部三人の呼吸の相性は抜群であった。（豊田章二郎氏は現場には顔を出されなかった。）

財団がまず手がけたのがベトナム支援であった。ロック司法大臣の来日もあり、その年の9月には、司法省の職員や裁判官を研修生として日本に招いて最初の研修を実施した。これを皮切りにベトナム研修が、何年にもわたり、次々に実施されたが、三ヶ月先生は率先して、赤レンガの法務省本館で行われた研修の講義を担当された。言語は、研修の大きな障害だった。英語はほとんど通ぜず、期待していたフランス語も全く駄目だった。外国に留学した研修員も、留学先はほとんどソ連邦であって、ロシア語が多少できる者はいたが、それには日本側が対応できなかった。そこで授業は、日本語とベトナム語の通訳に頼らざるを得なかった。特に、女性通訳の初鹿野マイさんにはお世話になった。

三ヶ月先生の講義は、好評で、録音されたものが持ち帰られて、ベトナムで出回った、と聞いた。1963年私が東京大学で三ヶ月先生の裁判法の講義を聞いたときは、まず、幕末に日本が結んだ不平等条約を改正するために明治政府がいかにか苦労したか、という話から始まった。一方で日本人留学生を欧州に派遣し、他方でフランス・ドイツの法律家をお雇い外国人として教えを乞うて、法律や司法制度を整備した話だった。三ヶ月先生がベトナム研修生に講義するにあたって、明治時代の日本人留学生のことが脳裏にあったことは想像に難くない。とにかく、熱心に講義された。その熱情は、講義だけでなく、ベトナム研修生の歓迎会、歡送会にまで及んだ。進んで黒田節や謡曲まで披露されて、研修生を歓待されたのであった。そのような三ヶ月先生をそれまで見たことがなかった私は、その姿を見て本当に驚き、感

動した。三ヶ月先生が毎回のようにアジアからの研修生に話されることが2つあった。一つは、御自身がフンボルト財団の支援を得て若手研究者としてドイツに留学した際、当時のホイス大統領が歓迎会を開いてくれて、留学生一人一人の手を握り、じっと目を見つめて激励されたことに感激したこと。もう一つは、細川内閣の法務大臣だった時に、日本政府が国連から委託を受けて実施している、極東アジア犯罪防止研修所にアジア諸国から刑事関係者が集まって研修し、成果を挙げていることが特に印象に残った、民商事法の分野でも、このようなことが実現できればうれしい。こういうことだった。

三ヶ月先生がアジアに関心を向けられたことについては、下地があった。それは1992年の日本ローエシア協会（後に、日本ローエシア友好協会）会長就任だった。ローエシアは、オーストラリアに本部を置く、アジア太平洋地域の非法律家団体（NGO）で、その日本人会員の団体が日本ローエシア協会であった。東京大学名誉教授鈴木竹雄先生（商法）が1970年以来初代会長を務めておられた。三ヶ月先生は、鈴木先生から後事を託されて二代目会長に就任された。このことが、それまで、西欧の法律・司法制度を主たる研究対象として来られた三ヶ月先生の目を大きくアジア地域に広げさせるきっかけになった。

特に、財団設立の前年の1995年には、ローエシア北京大会に出席され、江沢民国家主席が臨席する国威発揚の開会式や、アジア法律家によるセッションの討議や、ディナー、日本の最高裁長官不在のまま司法の独立に関する北京宣言を採択したアジア・太平洋最高裁長官会議の様子などを、初めて直接見聞された。そして、日本法律家がアジアの先進国などどうぬぼれて、現状に安住していれば、アジアの中でも置き去りにされ、何の尊敬も得られなくなるという大きな危機感を抱いて帰国されたのであった。そういう意味で、1996年という年は三ヶ月先生の活動の新しい展開という点でも、重要な年であったと

思う。

以後、三ヶ月先生は、「法整備支援というものは、国と国との合意、民間の協力支援、個々人の草の根の交流の3つが揃わなければ駄目なのだ、自分は法務省顧問、財団特別顧問、日本ローエシア友好協会会長を兼務して、この3つの立場で、全体を見ている」と、（多少自慢もこめて）言われるようになった。そういう高い意識をもって、アジア法整備支援事業に取り組まれていた。

ベトナム支援のもう一つの思い出は、1999年11月のベトナム出張であった。三ヶ月先生、伊藤会長、金子浩之事務局長、法務省栃木庄太郎検事らと共に、ベトナムを訪問した。岡村理事長は体調を崩し、残念ながら不参加であった。ハノイで、日本のボアソナードと呼ばれたベトナム支援の先駆者森寫昭夫教授、JICAの長期専門家武藤司郎弁護士、日弁連で法整備支援を推進している矢吹公敏弁護士らと合流して、ベトナム訪問の最大の目的であるベトナム側との法整備支援第2フェーズの調印式に臨んだ。

そして、この機会を利用して、日越民商事法シンポジウムを実施し、三ヶ月先生、森寫先生と私がスピーチした。その後、ホーチミン市に移動して、ベトナムに進出している日本企業に対する、法整備支援事業のPR、懇談会などをこなして帰国したのだった。

ベトナムと並んで、私が三ヶ月先生と共に関与したプロジェクトが中国に関するものであった。中国については、伊藤会長の李鉄映主任とのコネクションで、国家経済体制改革委員会（後に、国家発展改革委員会）との間で、日中民商事法シンポジウムを毎年開催地を交代して行うこととなった（日本で行うときは、東京・大阪の2カ所）。第1回シンポジウムは1996年東京で開催し、以後2011年3月（本来、2010年10月の予定だったものが尖閣列島問題で延期）に北京で開催した第15回シンポジウムまで、毎年実施されている。

この日中民商事法セミナーについては、伊藤会長

が特に力を入れておられた。日本企業の中国進出をにらんで、中国の立法当局との交流、人間関係の構築は重要であり、このセミナーの成功が日本経済界に財団の重要性を認知してもらうための鍵と考えておられた。

三ヶ月先生もこのことをよく認識されて、シンポジウムでのあいさつや、総括の役目を引受けられるだけでなく、金沢での転倒事故（後述）で仕事を控えられるようになるまでは、北京でのシンポジウムにも、欠かさず参加されていた。中国側の力の入れ方も大変なもので、中国での開催の際は、必ず、初日の夕刻、中国の迎賓館である釣魚台で中国側主催の晩餐会が催される。

私は、第1回のシンポジウムでスピーチした後、いつの頃からか、私が討議の司会をし、三ヶ月先生が総括をされるという役割分担になったが、三ヶ月先生が退かれてからは、私が司会だけでなく、シンポジウムの総括までお引受けすることになって今日に及んでいる。私は、司会として、最初は、日中双方の議論を噛み合わせるのに大変な苦勞をした。しかし、回を重ねる毎に信頼関係が構築され、中国側からも本音の発言も出るようになって、今日では、実際に踏み込んだ充実した議論ができるようになった。

三ヶ月先生の総括は、長年の仕事・研究の成果と幅広い教養に裏打ちされた奥深いものだった。話が色々なところに飛ぶので、大丈夫かと思っても、いつもきちんと制限時間内で話をまとめられた。さすがに長年大学で講義されているだけのことはあると思った。本当に話はお上手だった。

本年3月、北京での第15回シンポジウムの後の夕食会の際、中国側のシンポジウム責任者任瓏法規司長に、三ヶ月先生の逝去のことを伝えたところ、「三ヶ月先生、伊藤会長（伊藤会長は2004年に逝去された）には、第1回のときからお世話になって、本当に父親のような気持ちで接していた。」と言って涙ぐんでいた。それだけ、中国側の三ヶ月先生に対する敬愛の念は強かった。日中民商事法シンポジウムは、

現在では、立ち上げに苦勞された三ヶ月、伊藤両氏のあとを受けて、宮原賢次会長、原田明夫理事長を中心に進められているが、中国側の杜鷹国家発展改革委員会副主任との個人的な絆も深まって、年々内容が充実しているように見受けられ、心強い。

三ヶ月先生の生き方は、過去に執着せず、前に向かって生きるということだった。東京大学を退官された後は、「今後、二度と東京大学に踏み入れることはない」と言われた。本当にそうだった。私は、余程大学で不愉快な思いをされたことがあったのか、といぶかしく思ったが、全く、そういうことではなかった。その後、法制審議会の民事訴訟法部会長として、苦勞して新しい民事訴訟法を成立させたときにも、同じように行動された。「これで民事保全法、民事執行法に続いて、民事訴訟法関係の法律の立法作業はすべて終わった。区切りがついたから、以後、法制審議会の仕事は一切しない。民事訴訟法学会の会合にも一切出ない、新しい民事訴訟法の解説や講演もしない」と宣言し、そのとおりに実行された。「自分がやるべきことはすべてやったあとは、後進に任せ、邪魔は一切しない、今後は別の道を生きる」ということで徹底していた。強烈な意志を感じた。法務大臣退任後の法務省特別顧問の就任についても、任期を限ることを絶対の条件とされた。

そういう生き方をされた三ヶ月先生にとって、ローエイシア活動や法整備支援を通じて、アジア諸国との共存の道を模索し、またそこから翻って日本社会の改革、発展を考えることが、晩年の大きなテーマだった。生き甲斐といってもよかったと思う。



第3回法整備支援連絡会にて総括される三ヶ月先生

アジア諸国からの研修員に対する講義，講演，シンポジウムのスピーチなど数多く引受けられたし，要請があれば，大阪，金沢，福岡と，どこへでも出かけられた。外国訪問も，中国，フィリピン，ベトナム，オーストラリア，韓国，香港と多数にのぼった。その活躍の様子は，2005年に刊行された著書「司法評論Ⅰ～Ⅲ」に納められている論文や講演録等からもうかがわれる。その横溢するエネルギーには圧倒される。

そういう三ヶ月先生だったから，2004年春の，金沢での転倒事故は，正に想定外のことであったに違いない。2003年10月，皇太子御夫妻を開会式にお迎えして，先生自身「空前絶後」と評された，盛大なローエイシア大会を挙げてから間もない時期であった。財団の金子浩之事務局長と，石川国際民商事法センターの行事に出席されるため金沢を訪問されていた時に，凍った道路で転倒され，後頭部を強打されたのであった。虎ノ門病院にしばらく入院後，退院されたが，以後，諸々の仕事から次第に手を引かれることになった。

この16年の間，日本の法整備支援事業は，カンボジア王国の民事訴訟法，民法の制定をはじめとして，着実に大きな成果をあげてきた。振り返ってみて，日本のアジア地域への法整備支援が開始されるにあたって，三ヶ月先生のような歴史，社会の根幹を見据え，日本の司法の現状を踏まえたうえで長期的展望で物事を進められる方が指導的立場におられたことは，日本にとって真に幸運なことであった。正に余人をもって代え難い方だった。初動期を過ぎて，法整備支援の新しい方向を考えなければならない時期にある今日，三ヶ月先生の教えを受ける機会が永久に失われたことは，大きな損失である。

三ヶ月先生を偲んで

法務省元法務専門官

高山京子

私は、長年法務図書館に勤務していましたので、三ヶ月先生の御著書に触れる機会はたくさんありましたが、直接お目にかかりましたのは、平成8年、先生が法務大臣に就任されたときでした。大臣になられた先生は、赤れんが棟に足を運んで、図書館を視察してくださいましたが、私は、そのとき案内係を務めたのです。

法務図書館には、第一次大戦後にドイツから一括して送られてきた図書を収蔵する特別室もあり、ドイツ法に詳しい先生は、興味深そうに見ておられました。また、私はそのころ、資料の目録を作成する作業を始めていたのですが、その話を聞いて、しっかりやるようにと激励して下さいました。

大臣を退任された後、すぐに法務省特別顧問に復帰しておられたそうですが、しばらくはお会いすることもありませんでした。私は、平成10年に定年を迎え、法務省とのご縁も終わったと思いましたが、目録作成の仕事だけは続けていました。ところが、平成13年、赤れんが棟に特別顧問室が設けられ、三ヶ月先生は、新任の松尾浩也先生とともに、この部屋で執務されることになりました。そして、私は、顧問室付きの秘書を命じられたのです。

先生と松尾先生とはとても仲が良く、仕事の合間にお二人が歓談しておられる御様子はほんとうに楽しそうでした。ときには私も加えていただいております。三ヶ月先生には座談の名手との評があるようですが、「軍隊物語」、「一高物語」、「貧乏物語」、「大臣物語」、「ヨットの物語」などと銘打ってなさる思い出話は、ユーモアたっぷりです。しかもいくらか哀愁を帯びていたりして、いつも聴き飽きませんでした。

三ヶ月先生が達成された多くのお仕事のうち、私

が身近に存じているのは平成15年のローエイシア東京大会です。外国からも大勢の人が参加する大規模の集会だけに、準備はたいへんでした。野田愛子先生、青山善充先生、小杉丈夫先生などが、三ヶ月先生を囲んで懸命の努力をしておられたことが思い出されます。大会は、9月にホテル・ニューオオタニで開かれ、私もお手伝いに行きました。大会には、皇太子殿下・同妃殿下がお出でになりましたが、先導役はむろん三ヶ月先生でした。



（「三ヶ月先生と奥様を囲む会」にて
歓談する高山さん 2006年10月16日）

法務総合研究所参与の資格をお持ちの先生は、国際協力部関係のお仕事も熱心に果たしておられました。国際民商事法センターで講演をされたこともありました。センター会長の伊藤正様が顧問室へお見えになったことがあります。お帰りになった後で、「彼は伊藤正巳君の弟で、一高生のときはラグビー部で活躍していたよ」とお聞きし、「長い間のお友達なのですね」と感心しました。

ローエイシア大会の翌年3月、思いがけぬ出来事が起こりました。先生は、講演のため金沢市に出張され、凍り付いた道で転倒して大けがをされました。入院先の病院から逐一情報は得られましたものの、一時はたいへん心配しました。1週間後には東京へ

移って虎ノ門病院に入れ、お見舞いに行けるようになって安心しました。こちらの間もなく退院してご自宅に帰りましたが、この年5月、法務省特別顧問を辞任されました。

しかし、先生とのご縁は続きました。先生のお住まいが文京区向丘で、私の住む文京区弥生のほど近くだったこともあり、お正月には年始に伺うようになっていて、奥様、お嬢様方にも親しくしていただきました。昨年11月、近親の方々による御葬儀に私も参列させていただきましたが、あれを思い、これを思い、涙が止まりませんでした。



(2011年2月のお別れ会にて)



法整備支援の先駆者・三ヶ月章先生と名古屋大学

名古屋大学法学研究科長・法学部長

教授 鮎 京 正 訓

1 三ヶ月先生と名古屋大学

名古屋大学大学院法学研究科は、2001年度から2005年度の5年間にわたり大阪大学、早稲田大学などと連携し、「アジア法整備支援—体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築—」プロジェクトという文部科学省特定領域研究を実施しました。この特定領域研究は、年間1億円、総計で約5億円という、社会科学分野としては、きわめて大きなプロジェクトであり、私がプロジェクト全体の領域代表者を務めました。

この特定領域研究「アジア法整備支援」プロジェクトの課題は、日本および世界の援助機関が行っている法整備支援という事業を、各援助機関の経験に即して理論化するとともに、WTOをふくむ市場経済化の国際環境、社会主義法からの移行と法整備、伝統と「近代」化、司法改革の現状と課題、法整備支援の手法と法整備支援事業の評価などについて研究し、大きくはこれまでの「輸入型」の日本の法律学のある方から脱皮し、新しい日本の法律学を開拓していくという展望を含んでいました。そして、プロジェクトでは、これらの法整備支援の実際の仕事および法整備支援の理論研究の仕事を通じて、アジア諸国の法に精通した若い世代の研究者および実務家が層として確立されていく必要性が重視されました。

明治維新以降の日本の法制度整備は、たとえば条約改正にみられるように、欧米と日本の当時の力関係に基礎づけられた不平等性を解消するという動機づけによって大きく規定されていました。したがって、法の分野で西欧に追いつくということが至上命題となり、「輸入法学」としての性格を強くもってきました。法整備支援という事業を通じて、アジアの

みならず従来の日本の法律学が関心すらもたず知識を共有できなかった諸地域の法と社会に関心を向け、そしてそのことを通じて日本法のあり方そのものについての新たなパラダイム構築を可能にすることが、求められました。

幸いにも、この特定領域研究プロジェクトは多くの成果を得ることができ、文部科学省による終了時評価では、「A」評価をいただくことができました。

三ヶ月先生には、このプロジェクトの自己評価を行う際の「外部評価委員」を担当していただき、毎年行われた評価会議で、様々な御提言をいただきました。

名古屋大学を主体とする文部科学省の科学研究費プロジェクトの外部評価委員を三ヶ月先生にお願いしたのは、三ヶ月先生と名古屋大学法学部を結ぶ、様々な「機縁」があったからです。

三ヶ月先生は、名古屋大学法学部が1950年（昭和25年）に創設された草創期に、まだ、校舎が名古屋城の中の兵営にあった時代に、新進気鋭の若い民事訴訟法学者として、集中講義に来てくださいました。

その当時のことを、先生は、「私は、数回にわたりこの大学（名古屋大学—引用者）に集中講義に参りました。まだまだ若うございましたから、元気がありまして、一週間の間に四単位で民事訴訟法をやってくれということでした。朝の八時から夕方の五時まで、びっしりと民事訴訟法ばかりです。しゃべるほうもしゃべるほうでくたびれますが、さぞかし聞くほうも大変であったろうと思っています」（三ヶ月章『司法評論Ⅲ 法整備協力支援』有斐閣、2005年、5頁）、とのべておられます。

また、日本政府が法整備支援を開始すると、法務省はその中核機関の1つとして活動するようになり、

2000年以降、毎年、「法整備支援連絡会」を開催してきましたが、その第1回目は三ヶ月先生の陣頭指揮により、法務省の「赤レンガ」の講堂で行われました。

名古屋大学は、日本の法整備支援の開始当初より、法整備支援プロジェクトに積極的にかかわってきましたので、名古屋大学創立50周年を迎えた2000年に、法整備支援の先駆者である三ヶ月先生に記念講演をお願いしました。

その講演内容は、前掲『司法評論Ⅲ』に全文掲載されていますが、その中に、「名古屋大学の試みに対する評価」という部分があり、三ヶ月先生は、名古屋大学法学部をめぐる課題と問題点を、次のように指摘されています。少し長くなりますが、ご紹介させていただきます。

『アジア法整備支援と名古屋大学法学研究科のこれまでの活動と課題』という名古屋大学の佐々木(雄太一引用者)前法学部長が作られた文書を拝見して、非常に感心いたしました。先ほど来、名古屋大学の側からご紹介のありましたことのほかにも、もっと進んで、我々が考えているはるか先に目を注ぎ、タジキスタンなどの中央アジアの国にまで進出して、名古屋大学のスタッフの持っているロシア法の知識というものを活用しながらやっという雄大な計画を一つの大学としてお持ちであるのは、ちょっと他にないですね。私は、東京大学の出身ではございますけれども、どうも東京大学とか京都大学などの歴史の古い大学は、こういうことについては、昔の伝統にしがみついております、新しいことをするのが苦手のようにあります。そういう現実の中で、まず名古屋大学がそういう企画を打ち出した。これは非常に立派なことであります。ですから、これは是非進めていただきたいと思います。

ただ、私が他人事ながら心配いたしますのは、今、名古屋大学単独で、こういうことをおやりになるのは非常に立派でございますが、同時にロー・スクール化という問題も、また名古屋大学は抱えておられ

る。これもまた法学部としては大きな課題で、そういうロー・スクール構想というふうなものに、どの程度各大学が対応できるかは、私はクールに見ておりますが、日本全国規模で見て、最終的に生き残れるのは一五あるかないかではないかと見ています。その両面の課題にいかにして名古屋大学が挑戦していかれるか。これが、名古屋大学の今後五〇年の大きな課題として、目前に立っている問題であろうと思うわけでございます。」(24-25頁)

当日に直接講演をお聞きしたときも、そして、今日もなお、この御指摘は、きわめて的確な名古屋大学法学部への評価であり、いつも私の中では、三ヶ月先生が名古屋大学に提起されたこの2つの課題にどのように立ち向かっていくかということ、考えさせられています。

2 三ヶ月先生の法整備支援理論

三ヶ月先生がアジア諸国に対する法整備支援に継続的に、また、きわめて熱心にかかわってこられたのには、様々な契機があったように思います。以下の私の印象は、さきにもべました「アジア法整備支援」プロジェクトの会合をつうじていろいろな機会にうかがったお話にもとづいています。したがって、それは、先生の民事訴訟法学をはじめとする学問体系全体の検討をふまえたものではないので、きわめて部分的な印象にとどまっていることは理解しております。

先生は、1960年代初頭に創設された、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)の活動に積極的に関与され、特に法務大臣として活躍されていた時期には、アジア諸国からの研修員に修了証を渡す際には、力を入れて握手をし、「若い世代こそ国造りの主体である」と1人1人を激励されたそうです。三ヶ月法整備支援理論の1つの原点は、ここにあると考えています。

また、三ヶ月先生は、ローエイシア(アジア太平洋法律家協会)という国際組織を大切にされ、アジ

アの法律家との交流に、きわめて密接に関与されてこられました。とくに2003年に東京で行われたローエイシア第18回大会は、三ヶ月先生が中心となり組織され、きわめて盛会となりました。

ところで、三ヶ月先生が、UNAFEI、ローエイシア、そして国際民商事法センターなどの活動をはじめ、広くアジア諸国に対する法整備支援に熱心に取り組んでおられるのは、何故だろうか、という疑問というか、質問をいつも私にもっていました。

これは私の僻みかもしれませんが、私は若いときより、ベトナム法というきわめてマイナーな研究対象を選んでしまったので、一般に日本の法学者の欧米法研究一辺倒の風潮には批判的でした。「なぜ日本の法学者はアジアに関心を持たないのだろうか。これでは、いけない」というのが、そもそもの私の研究の原動力でした。

しかし、三ヶ月先生は、他の多くの日本の法学者とは異なり、法整備支援が開始されるはるか以前より、アジアの法律家との連携、アジアの法の解明という課題に、きわめて敏感でありましたので、上記のような疑問をもったわけです。

ところが、いつだったか、この点について先生のお話を聞くことができ、私の疑問が氷解していきました。先生は、「明治以降の日本は、アジア諸国を植民地にし、占領支配し、多くの被害をこれらの地域にもたらした。いま、これらのアジア地域が法の問題で困っているなら、日本が手助けをするのは当然であるし、私たちの責務である」と、率直に私に語られました。

このとき、私は、ずっと先生は、若い頃よりこのような思いを抱かれながら研究をされてきたのだ、とあらためて思いを巡らすに至った次第です。

そのような先生の思いは、実は、日本の法整備支援理論とりわけ理念論をつくり上げていくうえで、きわめて重要であり、大切なことです。

法整備支援の対象国の人々を自らと対等な存在ととらえ、「困っていることがあったら、いつでもお手

伝いする」という立場は、例えば、ビジネス環境整備のための法整備支援という枠をはるかに超えた立脚点にあります。

さて、三ヶ月先生の法整備支援理論の一つの特徴は、何よりも、アジアの各国において「西欧の法律制度を移植する」際の歴史性の相違を明確にしてきた点にあります。そして先生は、例えば、今日、法整備を進めるベトナムとかつての明治以降の日本の法整備を比較し、「ベトナムと日本の置かれてきた、あるいは置かれている状況の差異が、…共通の課題と目標にどのような違いを生ぜしめ、それぞれどのような問題を生み出しているのか」ということを検討し、「西政法導入の①動機、②時代環境、③手法」から問題を考察しています（『司法評論Ⅲ』55～57頁）。かくして、先生は、いま起こっているベトナムなどアジア諸国の法整備のありようを、かつての明治期日本の西政法継受が不平等条約の撤廃という「全く政治的なもの」（同上、58頁）であったのに対し、「市場経済への対応の必要という契機」（同上、57頁）から理論化しようとした。

また、三ヶ月先生は、『法学入門』（弘文堂、1982年）の中で、「東洋社会における西政法支配の実相—日本の特異性」を論じ、たとえばベトナム、カンボジア、ラオスなど「仏領インドシナ諸国」を例にとり、「東南アジアの諸国における西政法の支配が、きわめて高圧的な植民地支配の手段としていわば他力的に与えられたというのにくらべると、同じ東洋社会の中にありながら、ただ日本だけが、西政法のこのような権力的な支配から完全に免れることができたとすることは、一つの奇跡であるときえいってもよいことなのである」とのべ、「一度はこのような日本法の特異性を思いめぐらし」ていくことに注意を喚起しています（33～35頁）。また、法継受における最大の困難について、「このような外来の規範を動かし、このような不慣れな機構と手続を運用する人間の養成、いわゆる『人づくり』ということが一番難しい問題であったことは、想像にかたくない」（59

頁)と指摘しました。

以上にみられるように、三ヶ月先生の法整備支援理論は、第一に、途上国、体制移行国の法整備をとりまく「歴史性」、「時代性」に関する考察と分析の重要性を語るとともに、第二に、法規範を動かす上では、法に携わる人材に対する「人づくり」の重要性を課題として提起している、といえます。

3 三ヶ月先生から受け継ぐべきもの

三ヶ月先生は、最晩年に『司法評論』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲおよび『一法学徒の歩み』(すべて有斐閣、2005年)という4冊の本を出版されました。

御一読されるとわかりますが、これら4冊のうち「法整備協力支援」という副題をもつのは、『司法評論Ⅲ』だけですが、他の3冊も含めこれら4冊は、法整備支援、国際協力、国際化の中の日本法というテーマに深くかかわる内容から成っています。

したがって、私たち法整備支援に携わる者は、これら4冊の著書から、今後の日本の法整備支援の発展方向を明らかにするための、きわめて多くのアイデア、理論を受け継ぐことができます。

名古屋大学は、三ヶ月法整備支援理論の中核であると考えられる、「法整備をめぐる時代性」および「人材育成」について、先生の理論に学びながら、研究と教育を行ってきました。

第1の「法整備をめぐる時代性」については、何よりもアジア諸国の法をめぐる現状の解明が歴史的に研究される必要があります。この点で、『アジア法ガイドブック』(鮎京編。名古屋大学出版会、2009年)を、名古屋大学をはじめとする若い世代の研究者と協力して出版することができました。早速にそれを三ヶ月先生にお送りしましたところ、「病床にあるが、御礼申し上げる」というワープロの礼状を頂戴し、大変恐縮しましたが、同時に、先生のご病状を案じておりました。

第2の「人材育成」の課題では、現在(2011年4月)、名古屋大学法学研究科には、ベトナム、ラオス、

カンボジア、モンゴル、ウズベキスタンをはじめとするアジア諸国を中心に、164名の留学生を受け入れ、法学教育、人材育成を行っています。

もちろん先生が御指摘されたように、法整備支援は「名古屋大学」の「挑戦」の1つではありますが、それに伴う多くの困難も存在します。しかし、法学教育支援は、法整備支援の中核的分野であるとの確信のもと、研究科をあげて取り組んでいます。

先生が私によく語られた言葉を最後に掲げ、先生の御冥福をお祈り申し上げます。

「法整備支援を行ううえでは、法律実務家には、これらの人々でないとわからないこと、これらの人々でないとできないことがある。法学研究者には、これらの人々でないとわからないこと、できないことがある。だから、実務家と研究者が相互に協力すれば、良い仕事ができる。」

三ヶ月法務大臣を偲んで

最高検察庁

検事 長谷川 充 弘

三ヶ月章先生は、細川内閣で法務大臣の要職を務められ、激動の時代における法務行政の最高責任者としてご活躍されましたが、私は、その秘書官としてお側にお仕えした者として、まことに僭越ながら、そのお人柄の一端にも触れつつ、法務大臣時代のご功績、エピソードをご紹介します、先生に対する追悼文とさせていただきます。

激動の時代

細川内閣は、平成5年8月9日、日本新党、新生党、新党さきがけ、社会党、公明党、民社党、社会民主連合、民主改革連合による連立政権として発足し、55年体制の終焉と言われる中、国民から大きな期待を寄せられ、空前の71%という高い支持率を得ました。法曹界の重鎮であられた三ヶ月先生は、法務行政に対する卓越したご見識、指導力を高く評価され、民間人の法務大臣として入閣されました。この内閣は、平成6年4月28日まで続きましたが、日本の政治史ではそれまで連立政権の経験が比較的乏しく、しかも政策において異なる点が少なくない8党派と政府との間で政策や法案に関する調整を遂げるのは容易なことではなく、国会情勢も緊迫し、先生のご在任期間の263日間は、まさに「日々政局」であり、息つく間もない激動の時代でありました。

当時、様々な政治課題が山積していた中で、内閣の命運をかけて特に重視されたのが「政治改革」であり、「政治と金」をめぐる問題の解消のためにも、衆議院議員選挙を中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に改め、政党交付金を導入することを目指し、公職選挙法一部改正、政治資金規正法一部改正、政党助成法等の政治改革4法案をめぐる国会審議が連日のように続きました。例年ならば、秋の臨時国会

が年末までに余裕を持って閉会し、通常国会が1月下旬ころに召集されるのですが、この時には、9月17日開会の臨時国会が1月29日まで続き、同月31日には通常国会が召集されるという事態であり、国会が年末年始も関係なく開会されているという異例の越年国会でありました。国会審議は、政治改革関連を中心に白熱し、政治改革特別委員会や予算委員会では全大臣の出席が求められることが多かった上、審議が途中で中断するなどして、結局、深夜に至るまで続くことが少なくありませんでした。国会関係者の隠語に「しば待」、「5分待機」、「10分待機」というものがあります。各種委員会で答弁をめぐる紛糾から審議を中断し、再開をめぐる協議が与野党の委員会理事の間で行われるなどしている間、閣僚が待機するに当たり、その紛糾の度合いによって推測される再開の目処に応じ、委員会の席上で待機することを「しば待」、各省の国会内大臣控え室等の近場で待つことを「5分待機」、各省庁に戻るなどして待つことを「10分待機」とそれぞれ呼ぶのですが、これらの隠語が発せられ、三ヶ月先生も深夜まで待機を余儀なくされることが何回もありました。また、ウルグアイ・ラウンドでのコメ市場の部分開放の最終合意も深刻な政治課題となり、連立与党内の調整が難航したため、先生は、午前3時ころまで大臣室で待機された後、臨時閣議に出席されました。政治改革4法は、難産の末に1月末には成立しましたが、予算については、年内に政府原案を編成し、年度内には国会議決を得て成立させるのが大原則であるのに、この時には、政治改革関連の国会審議等の影響もあって、予算編成が大幅に遅れていました。貿易黒字削減、内需拡大のため所得税を減税しつつ、赤字国債に頼らないで財源を確保するという難問に直

面し、実質的には消費税率の引き上げとなる国民福祉税の構想が未明に発表されたものの、白紙撤回されるという一幕も経た後、2月に政府原案が編成されましたが、結局、年度内の成立には至らず、異例の暫定予算となりました。この間も、他の問題で予算委員会の審議が紛糾しましたし、法務委員会も開かれ、三ヶ月先生も国会審議で引き続きご苦労されました。

アトニー・ジェネラル的な法務大臣

こうした国会業務については、政治改革の背景に「政治と金」をめぐる一連の政界スキャンダルがあり、当時、ゼネコン汚職に関する捜査も注目を集めていましたことから、三ヶ月先生がこれらに関する答弁を求められることが少なくありませんでした。その他にも、先生は、法曹制度の全般、裁判のあり方等に関する様々な問題、製造物責任法等の民事の立法課題、刑事立法や検察に関する諸問題、矯正行政、出入国管理行政等の多岐にわたるテーマにつき頻繁に答弁に立たれました。最近、「政治主導」という言葉が一世を風靡した感がありますが、実は、そのころから、「政・官・業」の鉄のトライアングルから脱却して「政治主導」を実現すると言われ出すとともに、国会審議でも官僚ではなく大臣の答弁を求める傾向が始まっていたのです。三ヶ月先生は、学界の論争では、「歯に衣を着せぬ三ヶ月節」と称される稀代の論客として知られていましたが、こうした情勢下の国会の論戦では、これとはひと味違う「巧みなオブラートに包む三ヶ月節」の味を発揮されて緩急自在に活躍されました。また、ゼネコン汚職においては、あっせん収賄罪による国会議員の逮捕につき、衆議院に対する約27年ぶりの許諾請求が行われ、大きな社会的関心を集める中、議院運営委員会理事会の秘密会の審議が数日間にわたって続きましたが、三ヶ月先生は、これにも出席されて説明にも当たられた上、逮捕許諾決議案の議決に際しては担当閣僚としてお一人だけ本会議場のひな壇に登壇さ

れました。

他方、法務行政については、三ヶ月先生のご専門の民事法分野では、先生のライフワークともいべき民事訴訟法の大改正の作業が着々と進み、基本法の現代用語化作業、製造物責任制度の立法化や戸籍法改正の準備、夫婦別姓を含む家族法上の立法課題の検討が行われるなどしていましたが、法律扶助制度の拡充のための研究が始められました。また、当時、国際化の波が急速に押し寄せていたことから、出入国管理行政では不法滞在者対策、外国人労働者問題等の課題を抱え、矯正行政でも国際化対応等の問題に直面していましたが、外国法事務弁護士に関する規制緩和、国際商事仲裁の代理など、三ヶ月先生の指導力が期待される分野の立法課題もありました。

今、振り返ってみても、国会では、政治と金、政治改革、農産物の市場開放、貿易摩擦、消費税等という、現在に至るまで日本政治を左右してきた重要な課題に関する論議が白熱し、これから日本という国の形が変わっていくと実感させられる日々でありましたし、法務行政も、これに応じて大きく転換していく時期でありましたが、当時、三ヶ月先生は、たいへん失礼ながらも、閣僚最年長の72歳であり、アカデミックな学界のご出身でありながら、体力自慢かつ百戦錬磨の政界の方々に伍して、深夜に至るまで国会関係の激務をこなされつつ、その合間を縫うようにして、法務省内の各部局長等から各所管行政上の様々な問題につき報告を受け、的確なる指示を寄せられていました。

そうした三ヶ月先生は、広い意味でアトニー・ジェネラルと呼ぶのにふさわしい存在でありました。先生は、民事訴訟法の権威として知られる法学界の大御所ともいべき方でありましたが、長年にわたって法制審議会委員を務められて法務行政にも精通されていただけでなく、最高裁判所の規則制定諮問委員会の委員として簡易裁判所等の適正配置等に貢献されましたし、大学教授を退職後、既に約10年間

も弁護士として活躍されていて在野法曹の視点も持ちでした。このようなバックボーンから、三ヶ月先生は、法務省が「国民と法を近づけるのに役に立っているか」を日々問い続けつつ、国民的基盤に立った法務行政を実現するだけでなく、実務法曹三者と学者法曹のすべてを見渡しなが、歴史的な大変革期にこそ、司法がその役割を十全に果たすことができるよう、法務大臣の立場から力を注ぐことに常に腐心されていました。また、先生は、戦後の法曹界の歴史を知り尽くされていましたから、法曹制度のあり方をめぐる様々な課題についてもその根源に踏み込んで洞察されつつ、法務省幹部に助言を与えられており、法律家の真の使命をいつまでも追い求める姿は、政府の法律家だけでなく、まさに法曹全体のために存在するアトニー・ジェネラルであると思った次第であります。

ロック音楽とユスティティアの涙

ここで、若干横道にそれることをお許しいただき、三ヶ月先生の息抜きにつきご紹介いたします。先生は、学生時代にはホッケー選手として活躍され、東大ヨット部を部長として指導され、その後には難しい実技試験もクリアして小型船舶操縦士一級免許まで取得されたスポーツマンでありましたが、法務大臣当時は、警護上の問題から散歩等の運動もままならず、激務の合間に時々水泳をされる程度でありました。その一方で深夜まで国会対応を続ける日々が続く、肉体的にも精神的にも先生が相当にお疲れではないかと案じていましたころ、先生のお宅にお伺いした折りに、私は、「人間三ヶ月」としての先生のストレス発散方法について知ったのであります。書斎において、三ヶ月先生は、あぐらをかいて腕組みをされ、近隣騒音に注意されているのか、あるいは奥様に叱られないためかは確認しなかったものの、耳には大きなヘッドホンをつけておられ、威厳あるお姿でありました。その聴いておられるのが「ヘヴィ・メタ」というロック音楽であり、これが精神の

安定と心地よい睡眠をもたらすと聞き、私も度肝を抜かれたのであります。先生は、ロック音楽が大好きということで、その研究もされておられ、「レッド・ツェッペリン」がどうのこうのとか、「ロックには様々な系譜がある。」というご高説も賜り、そのロックの系譜に関する研究成果を詳細に記載したノートも見せていただきました。また、先生は、水戸黄門とか銭形平次などの分かりやすい時代劇のテレビ番組を好まれていました。世間一般からすれば取っつきにくい法律の中でも、民事訴訟法では特に難解な用語が用いられ、その権威であった三ヶ月先生の体系書はとりわけ格調の高いものでありましたが、先生は、実に庶民的な感覚の持ち主でありました。先生が、国民にとって真に頼りになる司法、法務行政を常にプラクティカルに目指しておられましたのも、庶民の心情に対する深いご理解があったからであると思ひ、失礼ながら私生活に立ち入って余り知られていない先生の一面を紹介させていただきました。

法務省の大臣室には、ユスティティア像が置かれています。それを見ながら三ヶ月先生が語られたお言葉にも、そうした先生のお人柄が込められており、私なりにこれを心に刻み込んでいます。片手に剣を持ち、もう片手に秤を持ち、多くの場合に目隠しをしたユスティティア像は、司法の公正さを象徴する「正義の女神」として、日本だけでなく、世界各国の裁判所等に置かれています。先生の法学入門9頁には、「秤は不公正・不公平のないように慎重に衡量する」ことを、「剣はひとたび何が正義かを思い定めた以上は断乎としてそれを実現するという破邪の決意」を、「目隠しをしているということは、情に溺れるようなことがあってはならぬという自戒」を象徴しているとみうると記載されています。また、正義がこのような形でローマ神話にも組み込まれていた事実の中に、そうした精神的伝統を持たない我々としては、西欧社会における正義の観念の深い歴史のひだをみる想いがするとも指摘されています。

三ヶ月先生は、ユスティティア像を見つめながら、その「剣」、「天秤」、「目隠し」の意味につき話された後、「この目隠しの下には、涙が流れているんだよ。」とおっしゃりました。目隠ししたユスティティアが剣を振りかざしつつ秤に基づいて人を裁くとき、その裁きを受ける者に対し、深いいたわりの気持ちを持って涙を流していると教えていただいたのです。民事訴訟では、勝訴する者がいれば敗訴する者がおり、刑事裁判では、犯罪という悪が暴かれて処罰を受ける者がいるわけですが、他人の権利を侵害して敗訴する者も、人権侵害の最たる犯罪を犯して処罰される者も、それが公平・公正に裁かれる結果であるとはいえ、それなりの事情や経緯があり、それぞれに悲哀があることにも、ユスティティアは、心を痛めて目隠しの下で涙するという、ご趣旨であると受け止めました。また、先生は、これに共通する精神が日本固有の文化にもあり、それは「銭形平次、十手の陰に涙あり。」であると教えてくれました。その後、捜査に行き過ぎがあるという事件につき国会で質問を受けたとき、三ヶ月先生が「法務大臣の部屋には正義の女神の像が置かれ、その女神が目隠しをしています、その目隠しの後ろには涙があるのではないかという感じを持っています。」と答弁され、そうした気持ちの大切さに触れられた際、議員の間から「名答弁」という声も聞こえてきました。この「ユスティティアの目隠しの下での涙」、「銭形平次、十手の陰に涙あり。」の精神については、法律家たる者が共通して深く肝に銘じておくべきものであり、私も、しっかりと若い人たちにも伝えていく義務があると思っています。

法整備支援の黎明期

三ヶ月先生が比較法的な考察、国際的な視野にも卓越されていたことは改めて申すまでもありませんが、先生は、日本ローエイシア協会会長もされており、アジア諸国における「法の支配」の発展のために日本の法律家が果たすべき役割には大きなものが

あるというお考えでありました。そして、三ヶ月先生が大臣の任を終えられ、私も秘書課付となった後、しばらくしたころ、ベトナムのグエン・ディン・ロック司法大臣が来日されて同国の法整備への支援を法務省に要請され、外務省・JICAでこれを重要政策中枢支援協力事業として取り上げるに当たり、平成8年1月、ベトナム支援の先駆者たる森嶋昭夫先生を団長とする調査団が事前調査のため同国に派遣された際、私も鮎京正訓先生らとともにこれに加わりました。また、相前後して、ベトナム、カンボジアからの研修生の受入も始まり、当時、その受け皿となる専門部署もなかったため、法務大臣官房秘書課が主に担当しました。そのころ、三ヶ月先生のご薫陶を受けていた当時の原田明夫官房長、濱崎恭生民事局長、但木敬一秘書課長、勝丸充啓企画室長らを中心として、これらの国々の市場経済化あるいは復興のため、民商事法を中心とした法整備につき、日本がどう支援するべきか、法務省が如何に取り組むべきかの議論が真剣に行われました。法務省特別顧問になっていた三ヶ月先生は、この法整備支援の黎明期となる時期において、いち早く、その重要性に深い理解を示され、折にふれて貴重なご助言をされただけでなく、法曹界の重鎮としてこれをフルサポートされました。その後、法務総合研究所には、総務企画部や国際協力部が発足して体制も強化され、財団法人国際民商事法センターのご支援の下、アジア諸国に対する法整備支援が日々着実に進んでいきました。

このアジア諸国に対する法整備支援は、三ヶ月先生がその晩年において特に心を砕かれていたテーマであります。その更なる発展を祈念しつつ、心から三ヶ月先生のご冥福をお祈りいたします。

三ヶ月章博士の想ひ出

～私家版エピソードで綴る～

法務総合研究所

国際協力部長 山下 輝 年

三ヶ月章著「民事訴訟法」との擦れ違い

昭和の時代に法学部生として学んだ者なら、あるいは民事訴訟法をかじったことのある者なら、「三ヶ月章」の名前を知らない者はいません。本来は、教授とか博士とか先生などと敬称をつけて書くべきでしょうが、時折、このように敬称なしで書かざるを得ません。そのほうがしっくりくるからです。そもそも、日本古来の伝統として、歴史上の人物、伝統文化継承者、著名な有識者、芸能、スポーツなど、要するに公に認められた人は敬称なしで呼称されています。つまり、敬称なしでも尊敬あるいは愛着の念は消えないというわけです。「三ヶ月章」は紛れもなく著名な法学者・有識者であり、一種の伝統文化継承者であり、生きながらにして歴史上の人物でもありました。2010年11月14日に天寿を全うされて、本当に歴史上の人物になったのが何とも切ないというか、やるせない思いです。その気持ちや、思いの丈を示す意味で、私なりの三ヶ月章先生のことを書き連ねます。失礼な話や表現もあろうかと思いますが、そこは免じてくださるようお願いいたします。

私が大学に進学したのは昭和50年（1975年）であり、当然「三ヶ月章」の名前を知らぬはずがありません。司法試験合格を目指す中央大学の受験団体（研究室）で勉強していたのですが、当時、受験の「基本書」といわれる書物がありました。とにかく、あれもこれもと手を出さずに一冊の基本書を繰り返し読む、これが王道で、合格への早道というわけです。では、誰の著書を基本書にするかという点、人は誰でもまず先輩に倣って行動するものです。確かに、当時、民事訴訟法の基本書として、三ヶ月章著「民事訴訟法」（法律学全集 35・有斐閣）が新訴訟

物理論の代表格として存在していました。ところが、その頃、ある先輩が言った冗談が次の一言。

「あの本はねえ、3か月で飽きらあ（三ヶ月章）・・・て、言うんだよ」

今思えば実に失礼な話です。民訴は眠りの素（眠素）に通じると、冗談ともつかぬ口調で言われるのと同じだったかも知れません。それとも、愛着を示す意味だったのか、あるいはその困難を乗り越えなければならぬという示唆だったかも知れません。そこには考えが及ばず、当時の私は新堂幸司著「民事訴訟法」を基本書にしたのです。理由は、どうせ1冊を基本にするなら見た目が分厚いほうが何でも書いてあるだろうとか、皆と同じでは面白くないという程度の考えでした。「三ヶ月章」に対する私の最初の裏切りとも言えます。

その後三ヶ月章著「民事訴訟法」（弘文堂）が出版されました。読んだところ、確かに読み易い。しかし、それが筆致のためか、論理的なためか、それとも既に別の基本書である程度の知識を得ていたからなのかは分からない。何故か「文字が大きい」という印象が残っているのみです。

三ヶ月章著「法学入門」との出逢い

昭和56年（1981年）に司法試験に合格し、検事に任官したのが昭和59年（1984年）です。そのため民事訴訟法は、事実上、縁の遠い世界となってしまいます。最初の11年間は現場の検事として関東と九州を行ったり来たりでした。その間の1993年8月から1994年5月まで三ヶ月章法務大臣時代になりましたが、その間には私自身の異動がなく、残念ながら三ヶ月章法務大臣名の辞令とも縁がありません

でした。

1995年から国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)で検察教官を3年務め、更に2年経過した2000年4月、法務総合研究所総務企画部付きの教官となって法整備支援に携わることになりました。当時は民事アジ研などと言われていましたが、修習同期の榊原一夫総務企画部付検事が前年から法整備支援に携わっており、1冊の本を薦められました。その本が三ヶ月章著「法学入門」(弘文堂)だったのです。

「これ知ってます？ 読んだことありますか？」

そう聞かれたのですが、今さら法学入門でもあるまいと思って、そのときは「ふ〜ん」という感じで特段の関心を示しませんでした。今でも榊原さんは、笑みを浮かべながら、この私の最初の反応を語ることがあります。知らないということは実に恐ろしいことです。

それから1〜2か月経った頃かと思いますが、「ものは試し」で、この「法学入門」を借りて、自宅にて夜10時頃に読み始めました。読み始めたが最後、面白すぎて途中でやめられない。引き込まれるように、そしてまるで憑き物が憑いたように集中して読み進めることになりました。最後まで一気に読み終えて、ふと時計を見ると、なんと午前4時前。慌てて布団に潜り込んで寝ようとするのですが、何とも知れぬ興奮で、本当に眠れたのかどうか分からないぐらいだったのです。

他の法学者が著す法学入門書とは一風変わっています。法源がどうのこうのという話ではなく、明治以降の西洋法の継受、比較司法、法の担い手、法学教育というそれぞれの観点から、その考えが見事に展開されているのです。そして、東洋の一隅にある日本に西欧型の近代法を移植するのは「文化史的にみた大実験」という格調高いフレーズ。冒頭では東京大学の定年前の法学部教授が法学入門を担当する意義が述べられているのですが、思わず発行年を見ると昭和57年(1982年)で、司法修習生1年目の

ときになります。大学生時代には存在しなかったわけだし、合格後に今更この手の題名の本を手取るはずがないのです。巡り逢えなかったのは当然でしたが、もっと早く巡り逢えていればよかったと後悔しました。

「これ凄い本ですね。面白すぎて一気に読んじゃいました。お陰で寝不足ですよ」

そう榊原さんに言うと、にこやかに次のように返してきました。

「この本の良さは、大学生時代に読んでも自分には分からなかったかも知れませんね。今、我々が読むからその良さが分かるんじゃないでしょうかね」

全くそのとおりだと思います。以来、私は三ヶ月章著「法学入門」(弘文堂)を2冊買い、1冊は職場に、もう1冊は自宅に置き、いつでも読めるようにしておきました。法整備支援に携わる人には真っ先に読むべき書物として推薦し、法学部生に聞かれば「まず三ヶ月章の法学入門を読みなさい」と薦めています。息子が大学生になって何の本を読めばいいかと聞かれてこの「法学入門」を与え、その息子は友達に貸したと言って本が戻ってこないのも、これも喜ばしいことと思い、再び買い足したりもしました。何かを書くとき、何か講義や講演するときには、この「法学入門」から学んだ内容を、それこそ「神の言葉」を唱えるように繰り返しています。

三ヶ月章先生との出逢い

それまでの「三ヶ月章」は著書で見る「名前」に過ぎなかったのですが、法整備支援に携わることになって、実物の人間「三ヶ月章博士」に接することになります。それは有名人に会うような、曰く言い難い気分なのです。最初は、アジアの各国から集まった研修生に対する講義であり、これを聴講したのですが、通訳を介しても名調子でした。しかし、惜しむらくは質問時間がなくなるほど滔々と講義が続いたことです。UNAFEI教官経験があるので分かるのですが、外国人は講義を聴くばかりでは満足しま

せん。質疑応答がなければフラストレーションが溜まるようです。私としても質疑応答の場面を見たいという気持ちがありました。それで「惜しむらくは」という表現になるのです。

さて、私には、三ヶ月先生に何とか覚えてもらおうという気持ちがありました。先生は、法曹界のトップクラス皆が教え子のような立場ですから、一介の法総研教官・検事のことを、ちょっとやそつとでは覚えてくれるはずがありません。そこで危険な賭けに出たのです。お偉方の集まる宴席に同席する機会がありましたので、まず「耳障りなこと」と言うては大袈裟ですが、大先生には普通の人では言わないことを言うてみることにしました。先の講義の内容に触れ、研修員も感じ入っていたということを話した後、次のように言ったのです。

「でも質問時間があれば、もっと良かったと思います」

三ヶ月先生の顔色がサッと変わったのが見て取れました。生意気なことを言う奴だと思ったのでしょう。そこですかさず

「我々の講義時間設定が短すぎましたね。申し訳ありません」

と言い足したのです。

数日後、「あの教官はどういう奴だ」と三ヶ月先生が誰かに聞いていたという話が私の耳に入ってきました。ということは、善し悪しは別にして記憶にインプットされたこととなります。そこで、次に三ヶ月先生に会ったときには、「法学入門」の「注」に書いてある内容を持ち出して質問し、その次に講義を依頼するために会ったときには、

「今度の研修生は、〇〇の国から来ます。法学入門の〇〇ページに書いてある部分を、何か別の切り口で外国人に伝わる方法があればいいのですが、どうでしょうか」

などと持ちかけたりしたのです。そうすると、三ヶ月先生は

「お、そうか、あの話か。そうだな、その国だと宗

主国の制度からして、こう考えるんだよ。宗主国の制度や発想に触れながら話すから、分かった」と応じてくださったわけです。

そして、講師紹介の時には、三ヶ月先生が長年貢献してきたローエイシアで活動されてきたことに焦点を当てて紹介したりもしました。つまり法整備支援以前からずっと国際貢献してきたという点を強調するのです。普通は、民事訴訟法の大家とか法務大臣の経歴などですが、おそらくローエイシアが一番心に響くだろうという判断をしたのです。このような次第で、私が「法学入門」のファンと分かったようで、その後は声をかけてくださるようになりました。もちろん内心は窺い知れませんが、少なくとも私自身としてはそう思っております。そういう意味で、このくだりは、三ヶ月先生に覚えてもらうためとはいえ失礼なことをしたわけで、懺悔の意味でここに記しておく次第です。

三ヶ月先生とのエピソード

2000年当時は、研修には必ず三ヶ月先生の講義をお願いし、シンポジウムや法整備支援連絡会のときには講評や挨拶などを含め、快く引き受けてくださいました。そのため、講師の依頼をするとき、講師として車で送迎するとき、講義の前後などに直接話す機会が幾度もあったのです。もちろん、懇親会などの場もあります。そのような様々な機会に直接見聞きした三ヶ月エピソードを御紹介します。

1 伊藤正 ICCLC¹会長（当時）との掛け合い

三ヶ月先生と伊藤会長は、同じ第一高等学校・東京大学法科の出身で、1学年違い。このお二人が揃うと次のような話になります。

伊藤：三ヶ月さんの話は長くてですな、いつも短くお願いしますよと言うとるんですわ。

三ヶ月：伊藤さんは企業の経営者ですからね。株

¹ 財団法人国際民事法センター (International Civil and Commercial Law Centre Foundation) で、民間の立場から法整備支援を推進する財団。三ヶ月先生は ICCLC の特別顧問 (当時)。

主総会をいかに早く終わらせるのが至上命題。だから伊藤さんの話こそ短すぎてよく分からない。話が長いと言われても、大学教授は話すのが商売。短かったらそれこそ話にならんでしょう。

伊藤：三ヶ月さんはですな、優秀だから東大法科を実質1年半で卒業したんですわ。それに引き換え、私などは学徒出陣で卒業証書を得られず、復員してからですわ。足掛け6年半もかけて、ようやく卒業ですわ。

三ヶ月：いやいや、学徒動員で、特例ということで繰り上げて卒業証書を渡されたんです。実質1年半で卒業というのは、ろくに勉強の機会も与えられないで追い出されたようなもので、いい迷惑ですよ。

この話は、ICD NEWS 第20号で、三ヶ月先生自身が伊藤会長「追悼」の文で触れておりますが、改めて会話形式で紹介してみました。座を盛り上げる二人の会話であり、何度聞いても掛け合い漫才のようで趣がありました。

2 特別顧問室への自由な出入り

法務総合研究所は旧法務省の赤煉瓦棟にあります。三ヶ月先生は法務省特別顧問です。「特別顧問室」は赤煉瓦棟の3階にあり、法整備支援で本邦研修をするときは、特別顧問室のすぐ隣の第3教室を使っていました。おまけに法整備支援担当の教官の部屋は2001年初めから特別顧問室の正面の部屋を使うようになったのです。2001年4月に国際協力部ができて、そこが教官の部屋になるわけです。

そうすると、自然に顔を拝見することになります。ある時、次のように言われました。

三ヶ月：特別顧問というのは法務省の秘書課がお世話するものだそう。特別顧問室も秘書課の管理らしい。だがな、外国の研修生やお客さんが来たら、遠慮なく使ってもらって

構わない。

私：やはり、秘書課を通さないとまずいのは・・・

三ヶ月：そんなことは不要。研修生も休憩時間とか、時間調整の待機とか色々あるのは分かっている。私が特別顧問室にいて、時間が空いていて、そういう条件が合ったときの話をしとるんだから、その場で連れてくればいい。日本語でも、英語でもドイツ語でも相手してやるよ。フランス語はちょっと。研修員と言っても本国では高官クラスなんだから、元法務大臣なら相手も喜ぶだろう。秘書課の件は、この三ヶ月が責任を持つから遠慮しなくていい。

事が法整備支援や国際協力になると、自分を大いに使ってくれれば協力するという話であり、実にありがたいものでした。実際にそういう場面が数回あったのですが、アジアの司法関係者と談笑するときの三ヶ月先生は、実に楽しそうで、相手からの質問に対して、当意即妙、実に含蓄の深い応対をしてくださったのです。



(特別顧問室での三ヶ月先生、ラオスの研修員と)

そして、この特別顧問室には、元法務図書館司書の高山京子さんがお世話係として常駐しているのですが、高山さんとの出会いも三ヶ月先生がきっかけです。というのも、高山さんが三ヶ月先生の経歴が必要になったらしく、正面にある私の部屋を訪ねて来たのです。私のほうで略歴を持っていたので、そ

れを渡したのです。その後は、学術図書のリサーチも含めて、時間の空いたときや東京出張の時には雑談する間柄になり、お世話になっているのです。

そして、法整備支援への協力と言えば、「法学入門」のダイジェスト版でもある講演録「日本国の近代化（1868年）以後における法制度構築の歴史」につき、法務総合研究所が日英対訳で資料化したいと申し出たときも、快諾していただきました。それこそ、下手な英語では三ヶ月章の名前を汚しますので、最高レベルの翻訳会社に依頼し、表紙の色も格調高い薄紫にするなど工夫したものです。その「はしがき」“PREFACE”だけは翻訳ではなく、私自身が英語で起案し、当時の尾崎道明（初代）部長から修正してもらって2001年7月に完成となった次第です。

また、2001年10月の法の日週間の行事で、佐賀にて初代司法卿江藤新平を輩出したということで、三ヶ月先生が招かれたことがあります。歴史学者毛利敏彦先生がフランス法を取り入れた江藤新平に関する講演をすれば、三ヶ月先生がその日本がアジア諸国に法整備支援をしているという講演をするというプログラムです。その前の週にはベトナム最高裁判所判事による講演も行われています。三ヶ月先生は、

「佐賀に三日月町というのが。実は妻の実家のルーツなんだ。字は違うが不思議な縁だから一度は行ってみたいと思っていた」

と仰っていましたので、念願かなったものと思っています。

3 拙稿への「つぶやき」

刑事政策研究会が季刊で発行している「罪と罰」という雑誌があります。法整備支援の広報という意味で、2001年8月号（第38巻4号）で特集があり、拙稿「法整備支援への誘い（いざない）」を掲載してもらいました。その記事の中で、「前提事実の相違」と題して引用したのが、新渡戸稲造博士が経験した驚きと、三ヶ月博士が経験した驚きでした。どちら

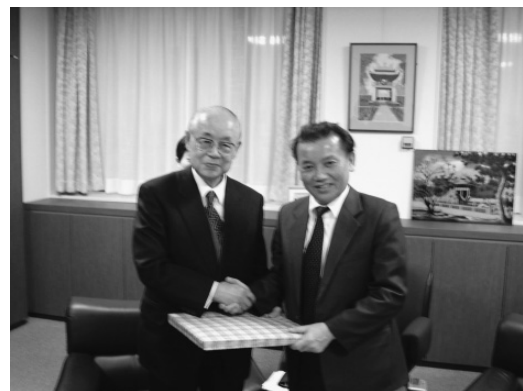
も外国の法学者の驚きなのですが、前者が「日本に宗教教育がないこと」の驚き、後者が「日本語による法学教育があること」の驚きです。

三ヶ月先生は、これを読んだのでしょうか。ある時、ポツリと話しかけてくださいました。

「三ヶ月博士と新渡戸博士か。同格で肩を並べて描写されるまで偉くなったということかな」

その口調からして、好印象で受け止められたと思っっているのですが、こうして文字で書いてみると、少し不安にはなります。三ヶ月先生にしてみれば、もしかしたらイェーリングと比較しなければ満足しないのかも知れないという気がします。しかし、何か書くときには三ヶ月章著「法学入門」から引用し、それが別稿に基づくものであれば、それを読んだ上で書いていたのですが、少なくとも印象に残ったことだけでも光栄というものです。

そして、日越 MOJ 元大臣対談という企画にも二つ返事で応じてくださったのも忘れられません（ICD NEWS 第8号・2003年3月）。



（ベトナム元司法大臣グエン・ディン・ロック氏と）

4 弁護士会にまつわる話

ここでは名称の英語表記についての印象に残るやり取りがありましたので、御紹介しておきます。ある時、弁護士会のことを英語で“Bar Association”と言ったときのことで。

「君、弁護士会の英語表記は“Bar Association”を使つてはいけないよ。弁護士会も使っていないはずだが」
「いえ、日弁連は“Japan Federation of Bar

Associations”というのを使ってますが」

「何っ、本当か、それはいかん、いつの間にそうなったのだ」

そのときの表情は本当に困惑された顔つきでした。そこで、三ヶ月先生に事情を伺うと次のようなことだったのです。

英語の Bar Association というのは、判事・検事・弁護士・法学者が集まる任意団体である。日本の弁護士会は弁護士だけの集まりで、判事・検事・法学者を除いている。しかも任意団体どころか強制加入である。Bar Association とは似ても似つかない。日本で Bar Association を名乗れるのは「日本法律家協会」、略して「日法協」だけである。

そう言われて、日本法律家協会発行の雑誌「法の支配」を見ると、確かに英語表記で”Japan Bar Association”となっています。その会員資格は、正に法曹三者と法学者であり、任意団体です。なるほど、英語表記をすると、日本の弁護士会は英語圏の人々からは、そのネーミングだけで誤解してしまうというわけです。この辺りの拘りにも納得し、日弁連の英語表記は変えられないものの、今では私も「実は、こういうことです」と説明するようにしています。

確かに、日弁連は日本語の正式名称は「日本弁護士連合会」であって、日本弁護士「会」連合会ではありません。ところが、英語では“Bar Associations”を使っており、個々の弁護士の連合ではなく、組織としての「会」の連合という表記になっています。あえて日英表記を齟齬させているわけです。現在の弁護士制度ができたのが1949年であり(戦後の議員立法第1号弁護士法に基づくものとして)、日本法律家協会は1952年設立ですが、日弁連がいつからこの英語表記を使っているのかが分かりません。しかし、日本法律家協会の英語訳と三ヶ月先生の驚きの表情を考え合わせると、英語表記に関して何らかの問題があったのではないかと憶測している次第です。

5 自著と自負

法整備支援に携わるようになってから、三ヶ月章著「民事訴訟法」「民事訴訟法研究」「法学入門」、その他の講演録を読むことは、必須となりました。「民事訴訟法研究」は全10巻であり、全部を読破したわけではありませんが、必要な都度、参考書代わりに読むという状況です。これを読むと、1996年の民事訴訟法改正点が若い頃から意識されてきたのがよく分かる気がします。また、これらの著作について、三ヶ月先生は次のように仰っていました。

「私の本はね、黒い本だと言われていたんだよ。その意味が分かるかね。漢字がぎっしり詰まっており、句読点は少ないし、一行の中に更に小さな文字で2行に書いてあったり、注も数多くある。見た目には黒いわけだ。今の本は、さながら白い本かな」

自著について、そのように相手の記憶に残る言い方で説明するところに、茶目っ気と強烈な自負が看取れます。そして、法整備支援のことについても、様々な機会に執筆していただきましたが、そのときには必ず事実関係、年・回数・人数・機関の正式名等に間違いはないか何回も念押しされたものです。

「三ヶ月章の名前で世に出る文章だからな、事実関係で間違いがあってはならんのだよ」

その言葉が印象に残っているわけです。

自負と言えば、法整備支援の草分けである森島昭夫名古屋大学名誉教授は、三ヶ月先生から次のように言われたことがあると語ります。

「民事訴訟法は1996年に全面改正して、世界で一番新しい民事訴訟法になった。民法は親族相続を現行憲法に合わせるために変えただけで、明治のままじゃないか」

森島先生は「指摘された内容は事実だから、返す言葉がなかった」とも言い、痛い所を突かれた思いなのでしょう。2004年に民法が改正されたといっても、基本的には現代語(平仮名)化に等しいのが実情です。

このやり取りで思い出す人は思い出すはずです。

実は、三ヶ月先生自身、かつて森寫先生と同じような経験をしているという事実があるのです。それは、法律学全集「民事訴訟法」に挟まれている「執筆を終えて・・・三ヶ月章」という“栞”²を読めば分かります。1959年1月記ですから、37歳のときです。そこに次のようなくだりがあるのです。

我妻先生はよく「民事訴訟法学は大正時代の民法学の段階にある」と冗談をいわれる。横文字を縦に直せば学問として通用する度合いが大きいという点で、末弘先生が「横のものを縦にする時代は去った」と叱呼された以前の民法学と似ているというのである。

また、日本の学説の分岐点を辿るとドイツに行き着くことが分かり、これが癩に障りつつも発奮し、むしろ背景から捉え直し、それを踏まえて議論するのが、やがて本当の意味で独自性を誇る理論を築き上げるために必要で、それは若い学者がやらねばならぬ仕事である、というようなことも書かれています。そして、民法学者への思いは、民事訴訟法研究第3巻「占有訴訟の現代的意義 —民法202条1項の比較法的・系譜的考察—」（1962年法学協会雑誌が初出）でも感じられます。

森寫先生は、当時の三ヶ月先生のように若くはありませんが、民法の名だたる法学者を集めてベトナムやカンボジアの法整備支援で貢献しています。それは、この経験がいずれ日本民法の改正に役立つという思いがあるからでしょう。実際、近時の民法改正論議が盛んになされています。ただ、森寫先生は、改正すること自体には賛成のようですが、なぜ債権法からなのかという疑問があるようです。それは2010年3月から6月にかけての「時の法令」の記事（1854号・1856号・1860号）を読めば分かります。

それはともかく、三ヶ月先生は、おそらく若手の民法学者にも同じことを言っておられたのではない

かと推測します。それは、自分のように発奮して研究に邁進せよと、先輩から後輩へ、法学者から法学者へと伝えるメッセージなのだろうと感じる次第です。

6 思わぬところで「三ヶ月章」の名前

井沢元彦著「逆説の日本史」（小学館文庫）に三ヶ月章の名前が登場することを御存知でしょうか。これを三ヶ月先生に話してみると、やはり知りません。その内容は、次のようなものでしたが、これを簡単に説明すると、三ヶ月先生は「ワハハ」と笑い飛ばしていました。

その本では、「アカデミズムと丸山ワクチン」という項目で、「学界の権威」の名の下に妙なことが種々行われているということを描いています。丸山ワクチンが長らく認められないことや、昔の法医学の権威たる古畑種基博士の鑑定について問題点を取り上げた後、法律学界の話を恰好の材料として取り上げているのです。英米法の権威である田中英夫（齒に衣着せぬ人として有名）の追悼文で、三ヶ月先生が書いているのですが、その三ヶ月先生も民事訴訟法の権威で、法学部出身者（井沢氏もそうだが）なら知らない人はモグリだと言われるぐらいの学者であると紹介して、引用しています。

直接私に関連することではないが、田中教授の学問態度の峻烈さを示すエピソードとして忘れられないことの一つに、戦後日本の司法制度を一定の立場から糾弾する内容の、当時のいわゆる「進歩派」学者の一人が手掛けた論文を、その資料に関する限り盗作まがいの代物であるとして完膚なきまでに弾劾した書評がある。後に、別の事件で、この論文執筆者の別な著述についての同様な執筆態度が、改めてその所属部局で問題とされたのであるが、それにはるかに先立って、所属こそ異なるにしても、同じ大学の先輩格の研究者に対して、文字通り齒に衣着せぬ攻撃的批判を試みたことは、常人の到底

² この“栞”というのは、A4版を二つ折りにして（A5版）、両面合計4頁もの。

なしうるところではない、との感を深くし、心から脱帽した次第であった。(「アメリカ法」92年2号所収「田中英夫教授の長逝を悼む」より日米法学会刊)

そして、井沢氏は次のように続けます(以下、必要部分のみ引用)。

問題は、日本の学界では「先輩格の研究者」の「盗作まがいの代物」に「齒に衣着せぬ攻撃的批判を試みる」ことが、「常人の到底なしうるところではない」と、「心から脱帽した」と感嘆されるという事実である。

どんな世界でもドロボーをしたら非難されるというのが常識のはずだ。ところが、その常識が通用しない世界がある。それが学界だ。

三ヶ月氏は言っている。「所属こそ異なるにしても」と。つまり、これは、もし二人の所属が同じだったら、さらに「弾劾」は困難だろう、ということだ。

つまり、三ヶ月先生の手になる追悼文の反対解釈を証拠として、日本の学界の異常さに言及しているというわけです。三ヶ月先生も齒に衣着せぬ言動をしてきた方として有名なのですが、そのことを井沢氏は余り知らなかったかも知れません。

7 自治・自律・独立・自由について

弁護士会の話、自著と自負、井沢元彦氏の引用の流れで言えば、思い出すことがあります。それは、「真の自由」ということについて伺ったことがあるからです。日本の弁護士会の自治というのは世界に類を見ないものであるのに、それを当の弁護士(会)自身が分かっているかどうかという論調でした。そして、それに加えて、弁護士会だけではなく、御自分の出身である大学を含めてあらゆる組織のことを指して次のように言っていたのです。

「大体、自治とか独立とか自由とか声高に主張する組織ほど自らを改革できないんだ。大学の自治然り、弁護士会の自治然り、裁判所の独立然り、検察の独

立然り、もちろん議院の自律権然り、そして報道機関も然り。言っている意味分かるだろう？ 気をつけなさい」

その言葉は「ジチ、ジチと盛んに言うが」であり、昔、倫理が問題になったときの「リンリ、リンリとうるさいが」というフレーズと重なって聞こえたので、印象に残っています。

そして、本当の自治・自律・独立・自由というのは、自分の指導者からの自由、その時に支配している考え方からの自由、自分の過去の考え方からの自由を有していることを言うのだということでした。これまた、先に述べた“栞”に、ドイツでの留学中にレント教授からの「形見の言葉」として書かれています。

法律学者は常に自由であることに努めなければならない。第一は恩師の学説から自由であることであり、第二は支配的な学説から自由であることであり、第三は昨日の自己の学説から自由であることである。自分の一生はこの三つの自由のための戦いであった。そして今老境にあつて悔いのないことは、私はこの三つの自由のためにベストを尽くしたといいうることである。

まさに、そのとおりに人生を歩まれたのだろうと思う次第です。ここまで“栞”を引用した以上、本文を読むほうが伝わると思い、関係者の御理解を得て、末尾に写しを掲載します。

思いがけぬ出来事

2011年2月27日の日曜日、東京の学士会館で三ヶ月先生とのお別れの会が開かれました。その中で、青山善充東京大学名誉教授のお話の中に、三ヶ月先生は御自分の定めた目標・計画どおりに人生を歩んできたが、その中でも予期せぬ出来事が二つあったに違いないということを述べておられました。それは、一つは法務大臣就任であり、もう一つは通称「金沢セミナー」での2004年3月の転倒事故・入院であ

ろうということでした。

前者は、法務大臣の要請を受けるべきではないという声に反して引き受けたということであり、私としては、瞬時に「法学入門」に書かれている米国ニュージャージー州最高裁判所長官ヴァンダービルトの法曹に向けた言葉を思い出しました。その5番目に「公務に就く機会があればそれを引き受けること」とあるのです。おそらくそういう気持ちであったのではないかと感じたのです。後者は、法整備支援の活動の一環として御協力してくださっていたために生じたとも言え、その結果として重篤な事態に陥り、その後の生活を一変させたことになったと改めて痛感し、三ヶ月先生にもご家族にも何と申し上げてよいか言葉が見つかりません。そのことに対するお詫びの気持ちと、数々の感謝の意味を込めて、分不相応であることを十分に承知しながらも、私が接した三ヶ月先生に対する思い出を書き連ねた次第です。

最後になりますが、三ヶ月先生は、茶目っ気たっぷり

「三ヶ月という男は、味方につけると心強いが、敵に回すと怖い、と言われているんだよ」と仰っていました。

「心強い味方」を失った我々としては、返す返すも残念でなりません。

三ヶ月先生、本当にありがとうございました。先生の御冥福をお祈りしてここで筆を置きます。

(2011年4月5日記)

法律学全集



1959・1

—No. 22—

執筆を終えて……三ヶ月 章……



有斐閣

東京都千代田区神田
神保町二ノ一七

執	筆
終	え
て	

三ヶ月 章

「何時もの配本より大分厚い全集が届いた。頁をめぐってみると八ボで組んである箇所が沢山あったり、二頁以上の註があちこちにあったり、初から終りまで割註だらけだ。こんな不体裁な本をこしらえた男は一体どんな言訳をするのだろうか」と思っこの乗を開いてみた——というのがこの文章を読まれる方々の大部分であろうと気を廻しながら書き出さねばならない程、恰好の悪い本を書いてしまった。私の不手際から編集委員の先生方や、江草社長・新川編集部長に御心配やら御迷惑をおかけしてしまったことは誠に申訳ないが、身から出た錆で、その代り序文を一頁で書けといわれて、本来ならば序文で御礼を申し上げたり、執筆の狙いを説明したりする部分を相当こちらの方に廻さねばならなくなってしまう、呆でさえゆっくり寛ろげないでいる私である。

* * * * *
全集で民事訴訟法を書くようにとのお話があったのはもう数年

一

前である。先輩諸先生が特別法の方に廻らされているのに、私のような若輩が訴訟法部門の要めを書かせて頂くことは身に余る光栄であるが、それと同時に責任を痛感した。省みて業績らしい業績がないのだし、しぼり出そうとしても、悲しい哉蓄積が足りない。書くならば学界に何物かをプラスするものを書きたいし、少くも若い世代からの問題提起という位の役割を果たしたい——こうした焦燥を抑えることができなかった。機会を求めてドイツに渡ったのも、この焦燥に駆られてであった。どういふことになるか自分にも分らないが一年半位ひとりぼっちになって自分のやってきたことやこれからしなければならぬことを考えめぐらしてくれば何か道が開けるかも知れない、と思ったわけである。予定通り形式的な意味での勉強は殆どしなかったが、全集という課題をかかえて触角だけはドイツ民訴学界の各方面に敏感に伸していたように思う。そしていろいろなことを考えさせられ、又教えられた。留学中「学を留めて」いた反動なのであるうか、帰国してからは猛烈に勉強したくなった。その波を利用しながらすべての精力をこの全集にそいでみた。この間に幾つかの論文を発表したのもこの仕事の一部であり、本書では細かく論じきれないであろうと予想した部分を別に廻したものにすぎない。本書の中でうるさい

二

程これらの論文をリファアしているのは、そういうつもりで書いた論文が多いからである。昨年の元旦を期してノートの第一頁を書きはじめ、昨年一年間は休みも日曜もすべて返上して研究室通いをして、閉館時間まぎわに小使さんに追い出される日の連続であった。こうして漸くでき上ったのがこの不恰好な作品である。そんなわけで一つの仕事にかけた準備の時間においても、払った努力についても、私としてはこれ以上望むことはできないのであるから、もっと時間があつたらもっといいものが書けた筈だとか、忙しかったのでもっと掘り下げたいと思つたができなかったという言訳は自分に対してできないのである。いわばこれが私の今の力の限界であり、責めるとしたら自分の力の足りなさを責める以外にはない。活字という形で客観化されてみると、今更ながらその恰好の悪さが眼につく。しかしそれはそのまま現在の私の姿でもある。本書をもっと均斉のとれたものとするには、私自身の円熟を待たねばならないが、それはまだまだずつと先のことである。校正刷を読み直して青臭さが充満していると私自身が思うが、それは現在の私の学問がまだ青臭いからに他ならないのである。

* * * * *

全集を機に、講義案という形で小じんまりした体系書を作るといふ月並の仕事に先き立って自分の現在抱えている問題を体系的な規模で奔放に展開してみようという機会が与えられたということに学者として大変幸せなことであった。それだけに意欲がさき立って結果的に全集の企画の枠をはねとばしてしまつた点があることは重々申訳ない次第だと思つている。しかし考えてみれば民

民事訴訟法のようにきわめて理論的な問題を一方でふくみ、他方いうまでもなく最も法技術的な要素を多分にもち、判例の数も一番多い法領域を、最近の学界の成果や判例をすべて取り入れて三〇〇頁台で書けという方が無理な注文だともいえないよう。だから限られた器の中に欲張った内容を盛り込むのに随分苦心をした。執筆しながらも原稿用紙の枚数ばかりうらめしうに勘定していた。それでもインフレ症状を呈してしまつたことについては自分の取捨能力の不足を恥じる以外はないが、多少は同情もして、みてくれの悪さは大目にみて頂きたいという気もする。

* * * * *

我妻先生はよく「民事訴訟法学は大正時代の民法学の段階にある」と冗談をいわれる。横文字を縦に直せば学問として通用する度合が大きいという点で、末弘先生が「横のものを縦にする時代は去つた」と叱呼された以前の民法学と似ているというのである。こういわれていながら本書は「大正時代」に逆行する面があるとみられるかも知れない。しかし本書で克明に明らかにしたように、日本の学説の分岐対立を辿って行くと、何時かドイツの学説の分岐対立につき当たってしまうのである。日本の現在の学説も、過去の、ある時期のドイツの学説の影響を大きく受けているのであって、それに口を拭って最近のドイツの学説などは大したことはないなどというのは滑稽である。むしろ日本の学説を背後から規定しているものの正体を暴き出して、最近の傾向までしっかりフォローしてそれをふまえた上で議論する方がフェアであり、ドンキホーテにならないですむし、何よりもやがて本当の意味で独自性を誇

りうるわれわれの理論を築き上げるために必要な態度であろう。このような事態を自己の専門分野で承認せざるをえないのは癪にさわる事実ではある。百年程前イェーリングという負けん気の強い先生が「ローマ法を通して、ローマ法の上に」などと言ったときは、きっと私と同じく癪にさわっていたのではないかと思う。そういう気持を抑えながら本書では最近のドイツの学説の成果をかなり多く紹介し、又撰取して、随所に挿入している。これは日本の学界では戦前のドイツの文献は渉猟しつくされているのに、戦後の成果の批判的な撰取という点で多少怠られている傾きがないでもないと思ったからであるし、それはやはり私達若い学者がやらねばならぬ仕事だと思ったからでもある。しかしそれとても日本の学界の現況に照して問題とすべき点だけに限定し、右に述べた双方をふまえて議論するという角度からみて注意を喚起しておくのに必要な部分に限ったつもりである。尤も自分ではそうは思っても、結局「ヘルヴィヒ氏亦余ト同説ナリ」式に横のものを縦にだけける「大正時代」と同じ性格の取り入れ方であるか、それともイェーリング先生と同じく発憤しながら横のものを縦にだけけないで、もう少し押し倒して斜め位にはしようとする多少の努力がみられるかは、読者の御批判を待つほかはない。

こういうところで申し上げることは大変失礼であるが、本書が成るについて序文で申し上げねばならなかった御礼の言葉がこの機会に述べることをお許し願いたい。第一は、菊井維大・兼子一両先生の学恩である。右も左も分らない私を民事訴訟法学の世界

三

に手をとって導いて下さったのは両先生であった。両先生の教えは私の血となり肉となつていて。それを切りはなそうとするとげしい痛みを感じる程である。にもかかわらず、本書で私はこの自己切開ともいべき仕事に立ち向わねばならなかった。その支えになったのは、留学中、隠栖するお宅を訪ねたときレント教授が異境の若い学者にこれだけは自分のかたみの言葉として覚えておいて欲しいと前置きして述べた言葉であった。——「法律学者は常に自由であることに努めなければならぬ。第一は恩師の学説から自由であることであり、第二は支配的な学説から自由であることであり、第三は昨日の自己の学説から自由であることである。自分の一生はこの三つの自由のための戦いであった。そして今老境にあって悔いのないことは、私はこの三つの自由のためにベストを尽したといいうることである」と——。私にとって最も幸せなことは、弟子として血を滴らせながらも試みねばならぬ自己切開ともいべき恩師の説からの自由とは、実は支配的学説からの自由と二にして一であったことである。かくて精一杯背のびをしながら自己の道を歩もうとしてはみたが、それは徒らに己れの限界を指し示すだけであった。こうした拙い思索を公けにするに当って最もきびしい御叱正を御願したいのは、他ならぬ両先生である。第二は、とかく畳の上の水練に堕しがちな私にとって、実務の間から輝き出した思索ともいべき岩松三郎・村松俊夫・近藤莞爾諸判事の貴重な論稿に教えられるところが少くなかったということである。本書が一見して学説の対立の中に迷いこんでいるようにみえながら、その帰結において一歩実務の要請に接近し

四

ようと努力している点がもしあるとすれば、それはこれらの論稿の賜である。第三は、民事訴訟法学界の先輩諸先生及び知友諸兄である。本書の中では忌憚のない意見を述べ、批判を加えているが、再びきびしい批判を受けることができれば学徒の本懐である。とくに同じ世代の諸学兄の労作の中に、自分と同じ問題意識と民事訴訟理論の新たな転回への胎動を読み取ることができたことが、現在の日本の学界の状況からみれば一つの異端の書である本書を書き上げるについての大きな励ましであった。こうした畏友諸兄と学問の場では火花を散らして激論しつつ、論争をはなれば人間的理解と友情が濃やかに行き交うような高められた学界の雰囲気

を私達の手で作りに出されて行けたならば、それだけでも私達の世代の学者の責任の一つは果されるのであろう。そうしたきびしい学問の世界に身をさらしながら、自らの誤りに気がついたときは、レント教授のいう第三の自由、「昨日の自己の学説からの自由」を守りぬこうと、ひそかに心に誓っている次第である。第四に、有斐閣の全集編集関係の方々の誠心誠意の御援助に厚く御礼を申し上げねばならない。こうした規格外の本を分断もせず他の配本と同じ定価で出すことに決断して下さった江草社長以下関係の方方の御厚志にはただ相済みぬと思っている。又私を担当された大橋祥次郎君にこまごまと身辺の御世話を頂いたことには、全くプライベートな心情として一言御礼を申し上げずにはいられない。

大分堅苦しくなつたけれども、今の私はくだけた話をする気持の余裕のないまま、栗の執筆に向わざるをえなかった。ここで思

う存分吐き出したあと、ぐっと深呼吸をして次の仕事に立ち向わねばなるまい。スペースの関係で省いた部分を何等かの形で補うことは最小限果さねばならぬことであろうが、何よりも菊井・兼子両先生の跡をついで精一杯学生諸君に語りかけ続けねばならぬという最大の本務が私を待っているのである(一九五九年一月二十八日深更)。



三ヶ月 章 大正一〇年六月二〇日島根県浜田町に生まる。東京府立五中、一

高を経て、昭和一七年東京帝国大学法学部法律学科に入学。昭和一八年卒業の学徒動員により応召。昭和二〇年一月復員(この間昭和一九年に同大学卒業。文部省特別研究生として、東京大学の菊井維大教授指導の下に民事訴訟法を研究、昭和二五年三月助教となる。昭和三〇年一月よりフンボルト財団給費生としてドイツのエルランゲン大学及びハンブルグ大学に留学。昭和三二年四月帰国。現在東京大学教授民事訴訟法の講義を担当。法制審議会民事訴訟法部会及び行政訴訟部会幹事。最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事。

〔著書〕条解会社更生法(兼「博士と共著」)(昭和十七年弘文堂)民事訴訟法教材 I(菊井維大教授と共編)(昭和二十九年有斐閣)民事判例展覧(加藤一郎・矢沢博教授と共著)(昭和三〇年日本評論新社)民事訴訟法研究一—四(有斐閣)。

◆◆第二十三回配本

国際私法(各論) 折茂 豊